

平生町告示第33号

平成25年第7回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成25年11月26日

平生町長 山田 健一

- 1 期 日 平成25年12月10日
- 2 場 所 平生町議会議事堂

開会日に応招した議員

松本 武士君

村中 仁司君

久保 俊一君

中川 裕之君

河藤 泰明君

淵上 正博君

細田留美子さん

柳井 靖雄君

河内山宏充君

平岡 正一君

岩本ひろ子さん

福田 洋明君

応招しなかった議員

平成25年 第7回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成25年12月10日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成25年12月10日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 平成25年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成25年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成25年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成25年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平成25年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第6号 平成25年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第11 議案第7号 平成25年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第12 議案第8号 平成25年度平生町飲料水供給施設事業特別会計補正予算
- 日程第13 議案第9号 平生町教育施設使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第10号 平生町保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第11号 ひらおハートピアセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第12号 ひらお特産品センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第13号 平生町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第14号 河川及び堤塘等の維持管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第15号 佐賀漁港管理条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第16号 平生町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第17号 平生町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第18号 平生町飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第19号 平生町立児童福祉施設条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第20号 平生町心身障害者福祉作業所設置条例を廃止する条例

- 日程第25 議案第21号 平生町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
日程第26 議案第22号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
日程第27 議案第23号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
日程第28 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
日程第29 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定(8日間)
日程第5 議案第1号 平成25年度平生町一般会計補正予算
日程第6 議案第2号 平成25年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
日程第7 議案第3号 平成25年度平生町下水道事業特別会計補正予算
日程第8 議案第4号 平成25年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
日程第9 議案第5号 平成25年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
日程第10 議案第6号 平成25年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
日程第11 議案第7号 平成25年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
日程第12 議案第8号 平成25年度平生町飲料水供給施設事業特別会計補正予算
日程第13 議案第9号 平生町教育施設使用料条例の一部を改正する条例
日程第14 議案第10号 平生町保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第15 議案第11号 ひらおハートピアセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第16 議案第12号 ひらお特産品センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第17 議案第13号 平生町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
日程第18 議案第14号 河川及び堤塘等の維持管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第19 議案第15号 佐賀漁港管理条例の一部を改正する条例
日程第20 議案第16号 平生町下水道条例の一部を改正する条例
日程第21 議案第17号 平生町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第22 議案第18号 平生町飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例
日程第23 議案第19号 平生町立児童福祉施設条例の一部を改正する条例
日程第24 議案第20号 平生町心身障害者福祉作業所設置条例を廃止する条例
日程第25 議案第21号 平生町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

日程第26 議案第22号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例

日程第27 議案第23号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について

日程第29 委員会付託

出席議員（12名）

1番 松本 武士君	2番 村中 仁司君
3番 久保 俊一君	5番 中川 裕之君
6番 河藤 泰明君	7番 淵上 正博君
8番 細田留美子さん	9番 柳井 靖雄君
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 岩本ひろ子さん	13番 福田 洋明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 羽山 敦紀君 書記 村井 泰行君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	高木 哲夫君	会計管理者	小島 康司君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			吉賀 康宏君
総合政策課長	角田 光弘君	町民課長	石杉 功作君
税務課長兼徴収対策室長			山本 俊明君
健康福祉課長			田代 信忠君
経済課長兼農業委員会事務局長			岩見 求嗣君
建設課長	藤田 衛君	佐賀出張所長	安村 昌己君
教育次長兼学校教育課長			福本 達弥君
社会教育課長			藤山 一人君

午前9時00分開会・開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年第7回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・ ・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において岩本ひろ子議員、松本武士議員を指名いたします。

・ ・

日程第2．会期の決定

議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの8日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は8日間と決しました。

・ ・

日程第3．諸般の報告

議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成25年10月、11月及び12月の例月出納検査の結果報告並びに議員派遣の報告のほか、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名の報告はお手元に配布の文書のとおりであります。

これをもって諸般の報告を終わります。

・ ・

日程第4．行政報告

議長（福田 洋明君） 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に行政報告を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さんおはようございます。

今年も1年がまたたく間に過ぎ、師走の12月となりました。月並みの言葉ではありますが「光

陰矢のごとし」の一言に尽きる、きょうこのごろでございます。

また、ここにきて寒気が日々増してきたところであります。最近の気候は、地球温暖化の影響なのか、今年の夏は、すさまじい暑さでありましたが、その後、暖かい秋から一気に寒波が襲い、まるで秋を通り越して冬を迎えたようであります。

今年の異常気象による災害につきましても、7月の山口県北部豪雨災害や、10月の伊豆大島の台風による土砂災害など、甚大な被害をもたらしたところではありますが、全国で豪雨や台風、竜巻など、自然災害の被害が多発した年でもありました。

今年の台風の発生は、例年より多い31号となっております、特に11月上旬にフィリピンを襲った台風30号は、最大瞬間風速90メートル、中心気圧895ヘクトパスカルという観測史上最大のスーパー台風となり、多くの犠牲者が出たところあります。ちなみに、日本での最大級の台風は1961年の第2室戸台風で、台風の強さもこの30号と同程度であったようですが、今後ますます台風が多発、巨大化するのではないかと心配をしているところあります。

本町におきましては、幸いにして豪雨や台風による大きな被害もなく、胸をなでおろしているところありますが、いかなる災害に対しましても、初動体制が大切であります。危機管理意識を常に持って、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、最近の明るいニュースとして、2020年のオリンピック・パラリンピックの開催が東京に決まりました。前回の東京オリンピックは1964年でございますので、50歳代半ばから上の方でないとい前回のオリンピックの記憶はないかと思いますが、当時は、戦後からの復興をなし遂げたという夢と希望のオリンピックでありました。いろいろな議論はあると思いますが、2020年の東京オリンピックが決定したからには、地方への波及効果を含め、期待をしたいところあります。また、特に若い人たちに希望と憧れ、そしてそれに向かう夢が持てるように、私たち日本人が一丸となって頑張っていきたいものだと考えているところあります。

そうしたさなか、定められました平成25年第7回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多忙中にもかかわらず全員の御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは行政報告に入ります前に、本町の施策にかかわります国の予算編成の動向や地方財政について触れておきたいと思っております。

財務省が8月30日に締め切った平成26年度の予算編成に向けた各省庁からの一般会計の概算要求の総額は、99兆2,000億円で、要求額としては過去最大となっております。これに特別会計に計上する東日本大震災の復興費用を合わせると、100兆円を超える予算要求となっております。

これは、安倍政権が進めている経済政策を旗印に、今回の予算要求基準についての歳出の上限が示されなかったことによるものでありますが、各省庁の予算要求では、例えば、公共事業を初め、農業、社会保障などの関連経費については、軒並み要求額が増加をいたしております。もちろん、財務省がこれらの要求額を査定し、政策的経費については2兆円を超える規模で圧縮を行うことといたしておりますが、前年度の当初予算を下回るような「緊縮型」になることは、現在のところは考えられない状況であります。

国の借金が1,000兆円を超える状況の中で、今後、財政再建と経済成長の課題をどう対処していくのか、地方自治体としても関心の高いところであります。

地方財政につきましては、国の策定した「経済財政運営と改革の基本方針」及び「中期財政計画」において、平成25年度の地方財政計画の水準を下回らないように、同水準を確保することとしているところであります。

しかしながら、地方自治体で一番影響のある地方交付税については、総務省の概算要求では、自治体への配分となる出口ベースの額が約1兆6,000億円でありまして、前年度対比で約3,000億円の減少となり、率にして1.8%の減少となる見込みとなっております。

また、先月末の経済財政諮問会議におきましても、財政再建の一環として地方交付税の別枠加算を廃止する提言が出されてありまして、国においても、来年度の予算案の基本方針に反映していくとのこととあります。

こうした状況の中、地方財政の現状はというと、現在の景気が地方の隅々まで行き届いておらず、また高齢者人口の増加による生産年齢人口の減少などの影響により、地方財政の収入が鈍化している状況であります。今後の財政需要につきましても、社会保障費関係関連経費の自然増や公債費が高い水準で推移しており、加えて、このたびの消費税増税がどのように地方に影響してくるかなど、依然不透明な状況となっているところであります。

こうした国の状況ではありますが、去る11月15日、本町におきましては、課長会議におきまして、来年度、平成26年度予算編成方針を示し、あわせて財政状況の説明を行ったところであります。

基本方針としては、「第四次平生町総合計画」の実施計画書の着実な実践による「まちづくり」の推進のための予算編成とすること。また、将来にわたって持続可能な財政構造を構築し、重点施策の着実な実施を担保するために、第5次行革大綱の実施計画の着実な実践による財源確保に努めること、そして、本町を取り巻く環境の変化や町民のニーズを的確に反映をした、効率的かつ効果的な予算編成とすることを指示したところであります。

なお、本町の具体的な予算編成に当たりましては、今後の国の動向を注視し、情報収集を行い、対応に遺漏なきよう努めてまいりたいと考えております。

次に、全国町村長大会について触れてみたいと思います。

秘密保護法案などの多くの重要法案の審議が行われた臨時国会が8日に延長されましたが、事実上は、7日未明に閉会したところでございます。これからいよいよ来年度の税制大綱を初め、来年度予算、地方財政計画の政府協議が始まります。

こうした状況の中で、去る11月20日に東京で開催されました全国町村長大会に出席をいたしました。全国930の町村長が出席しての大会では、安倍首相を初め、多くの国会議員の来賓が駆けつけられ、全国町村会長の挨拶では「国の経済対策は、全国津々浦々まで活力を取り戻すには道半ばであり、地方の元気なくして日本の元気はない。町村を取り巻く環境は極めて厳しく、連携を一層強固なものとして、直面する課題に果敢に取り組んでいこう。」と強調されたところでもあります。

この大会におきまして、「地方財政計画における歳出特別枠を堅持するとともに、地方交付税等の一般財源を確保すること」を初め、「真の地方分権改革を強力に推進すること」、また「農林漁業の振興による農山漁村の再生・活性化を図ること」などの決議が満場一致で採択されたところでもあります。この決議を初め、特別決議、要望事項等について実現を目指すために、全国の町村長が一丸となって取り組んでいくことを決定したところでもあります。

私といたしましても、今後も、地方の声を議会の皆様と連携をしながら、国に対して強力に要請をしていきたいと考えておりますので、引き続き、御指導、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これから、9月定例会以降の行政報告をさせていただきたいと思います。

まず、協働のまちづくりについて御報告をいたします。協働のまちづくりのモデル実践地区の2地区の取り組みについてであります。

1つ目のモデル実践地区の大野地区につきましては、県の支援事業であります「中山間地域づくりコーディネーター」の派遣事業を活用し、「大野の未来をひらく懇談会」と銘打って10月18日と11月18日、大野公民館において開催いたしました。

内容は、本町の協働推進プランの説明を行い、その後、コーディネーターの山口県立大学の坂本教授を交えて、ワークショップ方式で地区の課題や解決アイデアなどを話し合いました。

今後、来年の3月末をめどに方向性が出せるよう取り組んでいきたいと考えております。

2つ目のモデル実践地区の宇佐木地区につきましては、「山口県立大学とのまちづくりの共同研究事業」として「宇佐木の地域づくりを考える懇談会」として、10月23日と11月21日に宇佐木コミュニティセンターで開催をいたしました。

宇佐木地区におきましては、既にコミュニティ協議会が設立をされていますが、今後は、さらにその会の運営や地域づくり計画の策定を目的に、町と県立大学の共同研究を行っていくもので

あります。

具体的な取り組みといたしましては、地区住民へのアンケート調査や活動調査を行って、来年の3月末までに地域課題の抽出と課題解決に向けた解決型事業の提案を報告書にまとめていくものでございます。

なお、今後、町内全ての地区において協働推進プランの説明を行い、「平生町参加と協働のまちづくり条例」にあるコミュニティ組織の設立に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、豎ヶ浜地区合同防災訓練について御報告申し上げます。

11月17日の日曜日に、豎ヶ浜地区自治会連合主催で、豎ヶ浜地区合同防災訓練を実施いたしました。豎ヶ浜地区の住民の皆さんや関係機関約200人の参加により行われた訓練では、午前8時30分に津波警報が発令されたことを想定して、各自治会単位で徒歩による避難訓練を実施し、その後、地元消防団や防災士の方々によるミニ防災講習会を行いました。

その後、主会場の豎ヶ浜コミュニティセンターでは、その他の訓練として、土のう積み訓練を初め、ロープワーク講習、簡易担架や車いす等を使用した救助・救出の共助訓練、家具の転倒防止対策講座、炊き出し訓練等を行いました。

このたびの訓練では、訓練内容につきまして、豎ヶ浜地区の自治会の皆さんと協議を行い、当地区の地形を考え、津波災害の避難訓練を実施いたしましたが、住民主導型の実のある訓練となったと考えております。

この訓練を通じて、豎ヶ浜地区の住民の皆さんと行政の連携、また訓練参加機関として当地区の消防団を初め、柳井地区広域消防組合、平生町防災士、平生町社会福祉協議会、柳井警察署等、防災関係機関のさらなる連携強化につながったと考えております。

なお、この訓練の成果や反省点などを参考にして、今後の防災訓練の充実やさらなる地域防災力の向上を目指していきたいと考えております。

次に、平生・宇佐木両保育園の統合・新設民営化に係る取り組みについて御報告申し上げます。

町立保育園の平生保育園と宇佐木保育園の統廃合により、新設民営保育園の運営主体であります「社会福祉法人うちみ会」発注の工事が、現在建設予定地の大字平生村西原地区で行われております。7月25日に起工式が行われまして、来年3月の竣工に向けて現在建設中であります。

建設予定地の地元の皆さんへは、工事中の工事車両等による交通安全の面や騒音・振動などで不安な声がありますので、地元自治会全戸には、工事に関するお知らせを定期的に通知するなど十分協議をしながら進めているところであります。

また、運営主体の社会福祉法人うちみ会と連携を図りながら、民間保育園の運営方針や保育サービスの向上などの協議を進めておりまして、町立保育園から民間保育園の移行がスムーズに行われるように、入園希望者の保護者を対象に入園説明会を11月21日と22日、2日間開催

をしたところであります。

今後は、平生・宇佐木保育園の合同保育などを実施をしていく予定にいたしております。

次に、佐賀地区移送サービスモデル事業の取り組みについて御報告申し上げます。

この事業は、高齢者や障害者、けが人等の身体状況により、車両を運転できず、買い物や通院など、日常生活において移動することが困難な方たちの生活支援体制を強化するため、今年度佐賀地区を対象に取り組んでいるものであります。

事業を進めるに当たり、広く住民の意見を反映させるため、佐賀地区の住民の代表として、佐賀地区自治会連合会と佐賀地区福祉の輪づくり運動推進委員会の代表の方々でつくる、佐賀地区移送サービス運営委員会を設置をし、アンケートの分析を行い、ニーズの把握や地域の実情に合った交通手段の組み立て等を検討しているところであります。

現在、アンケートによるニーズ調査に基づいて、地域内の運行ルート、行き先、頻度、時間帯など、詳細な交通の組み立てを検討しておりまして、今後は、運転ボランティアの確保と、利用希望者の取りまとめを行って、関係機関との調整を行い、早急に運行できるように取り組んでまいりたいと思います。

次に、大星山サイクルフェスタについて御報告申し上げます。

平生町観光協会による「第1回2013大星山サイクルフェスタ in ひらお」が文化の日、11月3日に開催されました。当日は、あいにくの小雨でしたが、選手100名が次々と大野南をスタートし、標高438mの大星山山頂まで、約7kmを走るヒルクライムレースとして行われ、早い選手は約20分で走り抜けられました。

参加選手は、平生町内からは8名の参加がありまして、県外を含め町外から多くの参加者がありました。

今回のレースの会場を提供いただいた柳井紙工株式会社、ボランティアとして熊毛南高校・平生看護専門学校・大島商船高等専門学校・佐賀及び曽根地区交通安全協会など、参加選手より多い128名の支援がありまして、目的である観光へのアピールや地元との交流が図られたものと考えております。

次に、ひらお産業まつりについて御報告申し上げます。

11月16日、第2回となる「ひらお産業まつり」が、町内5つのブースをスタンプラリー方式でめぐる企画で行われました。

このイベントは、町内産業の生産意欲の高揚と品質向上の促進、町内外市場の拡大、消費者意識の啓発、産業間の連携強化を図ることを目的に企画から運営に至るまでを民間主導で実施をいただいたものであります。

特産品センターでの特産ブースでは、特産品の販売やバザー及び恒例の餅まき、平生町スポー

ツセンターグラウンドでの商工ブースでは、熱気球の乗船やバザー、永大産業での工業ブースでは、工友会加入全企業による企業PR、佐賀漁港での漁業ブースでは、若者が中心となって、海産物や特産品の販売及び姉妹観光縁組を結んでおります大分県豊後大野市の特産品の販売、そして、新築されましたJA平生支店での農業ブースでは、農産物の販売やバザー及び農器具の展示等が行われ、各ブースとも大変多くの人で賑わいました。

当日の来場者は約4,000名で、全ブースを回られた方が1,124人おられまして、そのうち平生町の方は42.4%となっております。

今年2回目となるこの「ひらお産業まつり」は、産業間の連携や地域おこしの気運の高まり、また平生町の底力と活力を強く感じたところであります。

以上で、行政報告を終わります。

.....
議長（福田 洋明君） 次に、教育委員会に関する報告を教育長から求めます。高木教育長。
教育長（高木 哲夫君） おはようございます。

それでは、9月定例議会以降の教育行政についての進捗状況や経過について御報告を申し上げます。

まず、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」についてでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に対する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととなっております。

本町では、今年度から、この取り組みを始めており、3月にお約束しましたように、点検・評価の対象を平成24年度平生町の教育の努力点及び各課の基本的な考え方における教育委員会所管の重点事項等とし、平成24年4月から25年3月までを対象期間として、30事業について点検・評価を進めてきました。

本来は、客観性を確保するため、有識者の意見を聞くこととなっておりますが、今回は初年度ということもあり、外部評価の実施までには至っておりませんので、今後とも改善を図りながら、より実効性のある点検・評価としていきたいと考えております。

次に、社会教育関連の秋の行事について、御報告申し上げます。

10月2日には、第48回平生町音楽鑑賞会が開催されました。今回の鑑賞会は、平生町出身の森裕美子さんと中井亮一さん、二人の声楽家によるオペラコンサートで、町内外から多くの方が来場され、美しい歌声に酔いしれました。前日には、二人は、母校である平生小学校を訪問され、子供たちと、歌とトークにより交流を持ちました。

今年の行事の特徴は、天候に恵まれないことが多く、10月20日に開催されましたファミ

リースポーツ・レクリエーション大会は、雨のため、会場を体育館に変更しての実施となりました。

また、総合文化展、町民音楽祭の開催された11月3日も終日雨で、昨年度に比べ、来場者が少なかったように思いますが、2日間を通じて、作品展示や舞台での演奏・演技に魅了されるなど、地味ではあっても手づくりの文化展を満喫できたのではないかと考えています。

11月9日には、町民会議発足10周年の冠のもと、青少年健全育成推進大会が開催されました。少年の主張では、子供たちが時宜を得たテーマに対して、柔軟で斬新な考えを堂々と発表する姿に感銘を受けたところでございます。今後とも、学校教育において、こうした生きる力の育成に、なお一層努めてまいりたいと、改めて認識を新たにしたいと考えています。

11月10日に開催予定であった駅伝競走大会も、2年連続の雨による中止となり、非常に残念な思いでございます。

また、11月17日に、2つの軟式野球スポーツ少年団共催の少年野球教室が開催されました。平生町出身の元日本ハムファイターズの鍵谷康司選手を講師に迎え、子供たちはキャッチボールなどの基本や、守備、バッティングなどの指導を受けました。途中からのあいにくの雨で、全てのプログラムを消化できませんでしたが、講師との質疑応答の中で、子供たちは夢を持ち、努力する大切さを学んだものと思います。

公民館まつりも各地区で開催され、11月24日の大野公民館まつりが今年を締めくくる行事となりましたが、どの会場でも多くの参加者がありました。公民館利用者や地域の方々が、学習発表会やバザーなどを、おもてなしの心で運営し、参加者や地域の皆さんの親睦が図られるとともに、コミュニティが一層深まったものと考えております。

終わりに朗報を一つ御紹介します。地域を挙げて学校の支援を進めていこうという事業である「平生町地域協育ネット」が、「平成25年度優れた『地域による学校支援活動』推進にかかる文部科学大臣表彰」を12月5日に受賞しました。この地域協育ネットは、子供たちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援する活動のことであり、全国的にすぐれていると認められたものであります。この活動に御協力いただいているボランティアの皆さんに感謝を申し上げる次第であります。

以上をもちまして、教育行政の報告を終わります。

議長（福田 洋明君） これをもって行政報告を終わります。

日程第5．議案第1号

日程第6．議案第2号

日程第7．議案第3号

日程第 8 . 議案第 4 号

日程第 9 . 議案第 5 号

日程第 1 0 . 議案第 6 号

日程第 1 1 . 議案第 7 号

日程第 1 2 . 議案第 8 号

日程第 1 3 . 議案第 9 号

日程第 1 4 . 議案第 1 0 号

日程第 1 5 . 議案第 1 1 号

日程第 1 6 . 議案第 1 2 号

日程第 1 7 . 議案第 1 3 号

日程第 1 8 . 議案第 1 4 号

日程第 1 9 . 議案第 1 5 号

日程第 2 0 . 議案第 1 6 号

日程第 2 1 . 議案第 1 7 号

日程第 2 2 . 議案第 1 8 号

日程第 2 3 . 議案第 1 9 号

日程第 2 4 . 議案第 2 0 号

日程第 2 5 . 議案第 2 1 号

日程第 2 6 . 議案第 2 2 号

日程第 2 7 . 議案第 2 3 号

議長（福田 洋明君） 日程第 5、議案第 1 号平成 2 5 年度平生町一般会計補正予算から日程第 2 7、議案第 2 3 号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてまでの件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） それでは、御提案をいたします予算 8 件、条例 1 4 件、事件 1 件の議案につきまして、順を追って御説明を申し上げます。

議案第 1 号平成 2 5 年度平生町一般会計補正予算であります。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ 2 , 5 3 7 万 3 , 0 0 0 円を追加いたしまして、予算総額は 5 0 億 3 , 0 7 7 万円となるものであります。

初めに、今回の 1 2 月補正予算の中で、給料、職員手当、共済費及び退職手当業務負担金などの人件費につきましては、本年 4 月の人事異動や給料削減措置、災害対応等に伴うものでありまして、それぞれの費目において計上しておりますので、その都度の説明は省略をさ

せていただきたいと思います。

それでは、歳出の主なものを、費目順に御説明申し上げます。歳出につきましては、12ページからであります。

13ページの庁舎管理費でございますが、当初予算で防災行政無線整備事業といたしまして工事請負費を計上いたしておりますが、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金の交付限度額が確定いたしましたので、財源充当を行い、町債残高の抑制を図るものであります。

13ページからの財務財産管理費におきましては、一般財源の余剰分を財政基金へ積立金として計上いたしております。

14ページの交通安全対策費の負担金、補助及び交付金では、各自治会からの街路灯設置申請が増加したことによりまして補助金を増額いたしております。

15ページの税務総務費の償還金、利子及び割引料では、主に法人への還付金が増加したことによる町税還付金を計上いたしております。

16ページから17ページまでの選挙費につきましては、参議院議員補欠選挙及び海区漁業調整委員補欠選挙の精算に伴い減額いたすものであります。

18ページの社会福祉総務費の繰出金については、国民健康保険事業勘定特別会計の補正に伴いまして、減額いたすものであります。

19ページの老人福祉総務費の繰出金につきましては、介護保険事業勘定特別会計の補正に伴いまして、減額いたすものであります。

福祉医療対策費につきましては、後期高齢者医療事業特別会計の補正に伴いまして、繰出金を増額いたすものであります。

20ページの児童環境づくり推進事業費では、質の高い幼児期の学校教育・保育や地域の子育てを一層充実させることを目的とする、子ども・子育て支援新制度の施行に向けて、子ども・子育て支援事業事前調査及び支援システム導入経費として委託料を計上するものであります。

保育所運営費では、子育て支援特別対策事業の保育士等処遇改善臨時特別事業といたしまして、法人保育園保育委託料を追加いたすものであります。

21ページの清掃費では、斎苑の修繕料やじんかい処理費において、燃料費の高騰等により、熊南総合事務組合への負担金を追加いたすものであります。

24ページの漁港建設事業費の委託料では、松本川河口部の水門設置部分に砂防壁を設置するための、測量設計額が確定見込みにより減額するもので、その減額分を工事請負費に組み替えるものであります。

25ページの繰出金は漁業集落環境整備事業特別会計の補正に伴いまして減額するものであります。

27ページの河川維持改良費では、8月から9月にかけての豪雨により、各排水機場の重油の使用量が増加したことや燃料価格の高騰等により、排水機場の燃料費を追加するものであります。

住宅管理費の修繕料では、今後の町営住宅の修繕見込みも勘案いたしまして、増額をいたしております。

28ページの下水道整備費の繰出金は下水道事業特別会計の補正に伴い増額するものであります。

29ページの中学校費の学校管理費では、平生中学校での水道の漏水の発覚に伴い、修繕料を計上いたしております。

31ページの図書館費につきましては、眞工金属株式会社からの寄附金により図書を購入いたすものであります。

32ページから33ページにかけての災害復旧費では、8月から9月にかけての豪雨により、被災いたしましたので、それぞれ災害復旧に係る費用を計上いたしております。

農業用施設については、単独の工事請負費として100万円を追加いたしております。

土木施設の単独の工事請負費については、9月補正で計上済みの1,000万円が補助事業に採択されたことにより減額となりましたが、河川護岸の被災により200万円を追加計上し、800万円を減額をいたしております。

土木施設の補助の工事請負費については、単独事業からの組み替え及び詳細設計により、680万円を計上いたしております。

上水道企業費の投資及び出資金については、地方公営企業会計制度改正対応に要する経費のルール分を企業団構成市町で負担するものであります。

渡船事業費では、ましま丸の修繕経費や燃料価格の高騰などにより、共同運航事業負担金を計上いたしております。

飲料水供給施設事業費では、飲料水供給施設事業特別会計の補正により繰出金を減額いたすものであります。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。前に戻りまして、8ページからでございます。

個人町民税については、当初予算見込額より給与所得や退職者所得などが増加したことにより、現年課税分を増額し、法人町民税については、企業の業績悪化により、減額いたすものであります。

固定資産税については、償却資産の増加により、増額いたすものであります。

町たばこ税については、製造たばこ売り渡し本数の減により、減額をいたすものであります。

9ページから10ページにかけての国庫支出金や県支出金については、歳出で御説明をいたしました各事業の特定財源であります。それぞれ確定や見込みにより、増額または減額をいたす

ものであります。

9ページの総務費国庫補助金の地域経済活性化・雇用創出臨時交付金については、国の経済対策の一つとして創設したものでありまして、国からの交付限度額が確定しましたので、計上いたしております。

10ページの特定期寄附金は、眞工金属株式会社からの寄附金で、図書館の図書購入費に充てるものであります。

町債の緊急防災・減災事業債については、国庫補助金の確定により起債発行額を減額するものであります。

農林水産施設災害復旧債については、充当事業の減少により、260万円を削減し、11ページの公共土木施設災害復旧債については、単独事業から補助事業への組み替えにより920万円を減額いたすものであります。

なお、34ページから39ページに給与費明細書を、40ページには地方債に関する調書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

また、人件費を計上しております特別会計におきましても、各特別会計末尾に給与費明細書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

続きまして、議案第2号平成25年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について、御説明を申し上げます。

今回の補正額は、1億1,591万2,000円を追加いたしまして、予算総額は、18億7,603万2,000円となるものであります。

歳出につきましては、9ページからでございます。

総務管理費の一般管理費では、給料削減措置に伴い人件費を減額いたすものであります。

保険給付費の療養諸費では、一般被保険者療養給付費と一般被保険者療養費は実績見込みにより、それぞれ増額いたすものであります。また、10ページの高額療養費につきましても、実績見込みにより増額いたしております。

10ページから11ページにかけての後期高齢者支援金及び共同事業拠出金については、当初予算に計上しておりますが、保険給付費の増加により、それぞれ交付金が増額予定となりますので、財源充当をいたすものであります。

諸支出金の一般被保険者保険税還付金については、過年度の還付件数が増加したため、追加計上いたすものであります。

前に戻りまして、6ページから8ページにかけての歳入でございます。

一般被保険者国民健康保険税については、所得割の対象となる基礎所得の伸びにより増額いたすものであります。

国庫支出金の療養給付費等負担金や財政調整交付金、県補助金の財政調整交付金については、保険給付費の増額に伴うものであります。

共同事業交付金の高額医療共同事業交付金については、それぞれ給付の増額と実績に基づき増額いたすものであります。

一般会計繰入金は、職員給与費等の減額により、減額をいたすものであります。

続きまして、議案第3号平成25年度平生町下水道事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

今回の補正額は、271万7,000円を追加いたしまして、予算総額は、7億2,173万5,000円となるものであります。

歳出については、8ページでございますが、下水道事業費の下水道管理費及び下水道整備費では、給料削減措置や人事異動により、人件費を追加あるいは減額いたしております。

下水道管理費では、消費税額の確定により、公課費を追加いたしております。

9ページの下水道施設災害復旧費であります。災害により、下水道施設が被災いたしましたので、それぞれ災害復旧に係る費用を計上いたしております。

歳入については、7ページであります。

繰入金については、歳出の補正に伴う一般会計の繰入金を増額して計上するものであります。

町債では、災害復旧に係る財源として、下水道施設災害復旧債を計上いたすものであります。

15ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

続きまして、議案第4号平成25年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

今回の補正は、9万3,000円減額いたしまして、予算総額は9,059万2,000円となるものであります。

歳出については、7ページでございますが、給料削減措置に伴い人件費を減額いたすものであります。

6ページの歳入でございますが、歳出の減額に伴いまして、一般会計繰入金を減額いたすものであります。

続きまして、議案第5号平成25年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

今回の補正は、29万6,000円を減額いたしまして、予算総額は、2,677万1,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページでございますが、給料削減措置や人事異動に伴い人件費を減額

いたすものであります。

6ページの歳入でございますが、歳出の減額に伴いまして、介護認定審査会負担金及び事業会計繰入金を減額いたすものであります。

続きまして、議案第6号平成25年度介護保険事業勘定特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

今回の補正額18万7,000円を減額いたしまして、予算総額は、12億5,440万1,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページでございますが、総務管理費の一般管理費では、給料削減措置に伴い人件費を減額するものでございます。

介護認定審査会費の繰出金については熊南地域介護認定審査会事業特別会計の補正によりまして減額いたすものであります。

6ページの歳入でございますが、歳出の減額に伴いまして、一般会計繰入金を減額いたすものであります。

続きまして、議案第7号平成25年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

今回の補正額162万6,000円を追加いたしまして、予算総額は、2億448万7,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページでございます。総務管理費の一般管理費では、給料削減措置や人事異動に伴い人件費を増額いたすものであります。

歳入につきましては、6ページでございますが、歳出の増額に伴い、一般会計繰入金を増額いたすものであります。

続きまして、議案第8号平成25年度平生町飲料水供給施設事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正額9万2,000円を減額いたしまして、予算総額は、5,971万9,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページでございますが、給料削減措置に伴い人件費を減額いたすものであります。

歳入につきましては、6ページでございますが、歳出の減額に伴いまして、一般会計繰入金を減額いたすものであります。

以上をもちまして、予算8件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第9号「平生町教育施設使用料条例の一部を改正する条例」から議案第18号「平生町飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例」まで、一括して御説明を申し上げ

げます。

これらの条例10件につきましては、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」が、平成24年8月22日に公布され、消費税及び地方消費税の税率は、平成26年4月1日から8%、平成27年10月1日から10%に段階的に引き上げられることになりましたが、平成26年4月からの消費税等の税率の引き上げに伴い見直しを行うものでありまして、法の趣旨に基づき改正をするものであります。

なお、「平生町下水道条例の一部を改正する条例」につきましては、ただいま御説明を申し上げます消費税率等の変更に伴う見直しに加えまして、新たに井戸水を排水することとなった場合などの、届け出に係る罰則規定を追加することについて改正するものであります。

これらの条例の施行日につきましては、消費税等の税率が引き上げられる平成26年4月1日といたしますが、「平生町下水道条例」、「平生町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例」及び「平生町飲料水供給施設給水条例」に係る一部改正につきましては、附則にて経過措置を規定しておりまして、施行日前から継続して使用している者であって、平成26年5月31日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定されるものに係る料金については、従前の例によることとなるものであります。

続きまして、議案第19号「平生町立児童福祉施設条例の一部を改正する条例」について、御説明申し上げます。

本条例につきましては、平成26年度からの平生保育園及び宇佐木保育園の統合・民営化に伴いまして、「平生町立児童福祉施設条例」から両保育園を削除するものであります。

なお、施行日につきましては、両保育園の統合・民営化にあわせて、平成26年4月1日といたします。

続きまして、議案第20号「平生町心身障害者福祉作業所設置条例を廃止する条例」について、御説明申し上げます。

心身障害者福祉作業所につきましては、平成5年に障害者の活動拠点として開設をし、平成18年度から指定管理者制度により、平生町社会福祉協議会において運営をされております。

開設当初は、一定の利用者がありましたが、年々利用者数は減少しておりまして、平生町社会福祉協議会により、同作業所と同様な事業であります就労継続支援事業が始められましたことから、所期の目的を達成したものと判断し、同作業所を廃止することとし、同条例を廃止するものであります。

なお、施行日につきましては、本年度末で指定管理者の指定期間が満了することから、平成26年4月1日といたします。

続きまして、議案第21号「平生町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条

例」について、御説明申し上げます。

本条例につきましては、「平生町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」におきまして、一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料及びその徴収方法を規定しておりますが、このたびの消費税率等の変更に伴い、本手数料の見直しをする中で、廃棄物処理を許可した業者の実施する業務について、当該業務に係る手数料を条例で定めることが適切でない旨確認をいたしましたので、同規定を削除するものであります。

続きまして、議案第22号「平生町営住宅条例の一部を改正する条例」について、御説明申し上げます。

本条例につきましては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が平成26年1月3日から施行されることに伴い、見直すものであります。

改正の内容といたしましては、本法令の改正により、従来は法の対象として配偶者からの暴力、その被害者が規定されておりましたが、生活の本拠をとるに際する交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の対象に加わることとされました。したがって、本条例におきましても、町営住宅の同居親族を要しない入居者資格につきまして、交際相手からの暴力による被害者を規定に加えるなど、法の趣旨に沿って所要の改正をいたすものであります。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の題名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められることから、根拠法令として引用しております法令名を改正するものであります。

なお、施行日につきましては、本法令の施行日にあわせて、平成26年1月3日といたします。

続きまして、議案第23号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について、御説明申し上げます。

本議案につきましては、平成26年4月1日から、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務のうち、交通災害共済事務を処理する団体に下松市、長門市及び山陽小野田市を加えるものでありまして、地方自治法第290条の規定により、一部事務組合を構成する市町議会の議決が必要となることから、御議決をお願いするものであります。

以上をもちまして、本日御提案を申し上げております議案の提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えをいたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただき御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

.....
議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を午前10時10分からいたします。

午前9時51分休憩

.....
午前10時10分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

日程第28．一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

議長（福田 洋明君） 日程第28、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。質問の通告順により順次発言を許します。河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） それでは一般質問を行います。2点についてお尋ねをいたしたいと思います。

まず1点目なんですけれども、地域情報通信基盤整備推進交付金事業、これが9月2日に公表されていらっしゃるわけなんですけれども、この事業っていうのは情報格差解消ということで、いわゆるブロードバンドの通信網の整備をやられてきたわけなんですけれども、この公表されてる評価表、当町は上関町との共同事業っていうことで評価表、ネット上にも公表されてますけれども、一緒になってますんで、平生町のほうはどうなってるのかっていうことがよく、せっかく議会の場でするので、まずは公表していただきたいということで質問させていただきます。

この平生町の状況が不明っていうところで、いま一度詳細に平生町の交付金額、ブロードバンド、ケーブルテレビの加入世帯数、加入率、それぞれの目標値、また年度別の実績値の報告などですね。

これっていうのが総事業費の2分の1はKビジョンが負担をされて、あと4分の1が国、8分の1が県、また同じく8分の1は平生町、上関町が補助を行ったっていうことでありますけれども、それぞれの配分っていいですか、そういうものがわからない状況にありますので、せっかくでございますんで、まずはその説明をお願いいたします。

公表、評価表にも書いてあるわけなんですけれども、加入率の低下の原因、健全なKビジョンの運営っていうことの情報格差ということで、私の住んでいるところは、地域上の通信網が、今までいろいろとやってきましたけれども、デジタル通信になってからも受信ができない、混在するような地域でございました。難視聴地域に住んでるわけなんですけれども、こういった点で、また今後引き続き安心してこれが利用できるのかどうなのか。やはりその観点からも出資事業されてるわけなんですけれども、出資者の責任っていうものも絡んでくると思いますので、そういった観点からの報告をお願いいたします。

2点目に、今後の課題として、サービス内容の充実を挙げていらっしゃるわけなんですけれども、

この評価表の中で、本当に可能なのかなどなのか、いま一度確認をさせていただきたいと思いません。

と申しますのも、現状この平生町、上関町の地域においては、このKビジョンの全てのサービスが受けられてるっていうような状況ではございません。例えば、テレビの受信にしても、配信地域としては下松、光、それと周南の熊毛ですね、周南市の一部、それと平生、上関っていうのが配信サービスエリアにはあるわけですがけれども、それぞれテレビの受信が受けられてないものもございまして、またインターネットの通信速度の件、これもいろいろなサービスが受けられていない地域でも、平生町と上関町は受けられてない地域であります。

それと、あと携帯電話ですね。それとのサービスで、ケーブルプラスとかっていうような非常にお得なサービスもあるわけですがけれども、そういったサービスが当地域では受けることが可能なのかなどなのか。特にテレビの受信に関しては、長いこと、随分と同じ配信エリアでありながら受けていないチャンネルもあるっていうことで、やはりこれっていうのは、出資者として、Kビジョンの健全な運営、サービスの公平性っていうのは、それはある程度に、どのような状況で出資者として意見を申されていってるのかなどなのか。当然白紙委任をされていらっしゃるのではないと思えますけれども、運営に関してどのように当町としてかかわっていらっしゃるのか、このことを確認をさせていただきたいと思いません。

それと、最後に利用促進策として、デジタル放送の難視聴地域ですよね。これ当初は、工事代金等は国の事業にもありまして、引き込み工事代金っていうのは、助成を受けて負担金なしでそれぞれ受信されていらっしゃるけれども、特に難視聴地域、高齢者の世帯の皆様方にはかなりの金額にもなるわけでございます。引き続き、利用促進対策として、これからこの助成制度を新たに町独自としてやっていくお考えはないのかなどのかということで、まず1点目にお尋ねをいたします。以上です。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 地域情報通信基盤整備の推進交付金事業に関連をして、今3点の御質問をいただきました。

最初の評価表の具体的な説明ということでございますが、これは、今、議員も御指摘をいただきましたように、平生と上関町でこの事業を取り組んだ際の、この交付金を活用してやっておりますが、その交付要綱に従って、整備計画に係る目標の達成状況、この評価を行ってホームページに公表したということで、これは総務大臣宛にも報告をさせていただいておるところであります。

具体的な加入世帯数、目標値、実績値等々については、総務課長のほうから現状について御報告をさせていただきますが、低調な加入率であるというふうについて指摘をしておりますが、評

価表にも記載をしておりますが、一つはやっぱりどうしてもテレビを視聴するために、利用料を払わなきゃいけないという一つの負担感っていいですかそういうもの、あるいは特に高齢者なんかそういう傾向だろうと思うんですが、多チャンネル化ですから、余り多チャンネルは要らんとするような方も中にはあるのかなと。多チャンネル化を必要としていないという声も聞いたりしますので、その辺があるのかなと。いずれにしても、今の状況を少しでも改善をしていくような取り組みが必要になっておるといことは、認識は一緒だというふうに思っております。

そこで、今も2番目にありますように、充実したサービス等々について可能なかということでございます。それぞれ、今、例として挙げられましたTXN系の配信がどうか、インターネットの100メガ通信どうか、ケーブルプラスについてどうかということで、それぞれこの点も総務課長のほうから答弁をさせますが、出資者としてKビジョンの運営に対して白紙委任をしておるんじゃないかというような御指摘でございますが、ちょうど5年経過しておりますけれども、Kビジョンなりに、今いろんな加入促進のキャンペーンを展開をしてこられたことも事実でありますし、我々の立場から言えば、できるだけ身近なチャンネルとして、平生町の、タウンニュースなんかもそうなんですが、平生町の身近な話題、ニュース、こういうものをしっかり番組としてどんどん報道してほしいということで、これはKビジョンにも要請をしております、そういう身近なニュースが伝わることによって、また利用促進につながるのではないかなというふうにも思っております、地域情報のできるだけ番組を厚くしてもらうように、町としては求めてきておりました、これからもKビジョンと一緒に、いってみれば地元のメディアの1つとして大いに活用していただけるように、浸透するように取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

それから、利用促進策としてということで、一つはデジタルの難視聴の地域のお話がありました。これ今まで、国やNHKの補助を活用して受信対策を行ってきたわけですが、これからは、そうした対策を引き続きお願いをしていきたいというふうに思っておりますが、今デジタルの難視聴対策として衛星放送やられておりますが、この衛星放送の対策も平成27年3月で終了というふうに聞いております。

16世帯残るといふふうに聞いておりますので、この辺についても、対策についてしっかりこれからは引き続いて対応していかねばいけないというふうに思っておりますし、また引き込みの関係、高齢世帯についての工事代金等含めて、今御質問がございましたが、確かに1つの施策というふうにはいえないこともないと思いますが、先ほど言いましたように低迷をしておる状況を踏まえて、やっぱりこのKビジョンに対する、ケーブルテレビに対する皆さんの、どうせ引いてもらって、後はやっぱりどうしても負担がついてくるわけですから、そのことについて、あるいはまた身近な番組の内容についての理解といいますが、そういうものを放送内容について十分

御理解をいただくということも、その前段として、もう必要なのではないかというふうに思っております。

我々としても、Kビジョンに対して、引き続きこういった加入促進の策を求めていきたいというふうに思っておりますので、引き続き事業者と一体となって取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） 失礼いたします。それでは、内容について、私のほうから御報告をさせていただきます。

先ほど御質問ございました、国の事業でございます地域情報通信基盤整備推進交付金事業、事後評価の表の内容について説明をさせていただきます。

ホームページに公表をいたしておりますのは、先ほど河内山議員さんおっしゃったとおり平生町、上関町の2町で取り組んだ事業でございますので、この全体の事業で公表をさせていただいております。ということで、この事業費及び交付金額のものがこの公表の中にございますが、まず平生町、上関町全体の事業費が2億4,900万円でございます。このうち平生町の事業費が1億5,550万円でございます。国の交付金額も掲載をされておりますが、この交付金額が6,225万円、このうち平生町分の国からの交付金額が3,887万5,000円でございます。

先ほど申されたとおり、この全体の事業費の中で、事業者が2分の1、それと国が4分の1、その他県、自治体、平生町、上関町が8分の1と、県が8分の1、平生町が8分の1ということでございますが、今言いました交付金については、国の4分の1の額の内容でございます。ちなみに平生町については8分の1ということで、平生町の補助金額が1,943万8,000円でございます。

それと、ブロードバンド、ケーブルテレビ加入世帯数、加入率の目標値、年別の実績値について等々でございますが、ブロードバンドいわゆるインターネットの、ずっと平成20年から24年までの表で公表しておりますけど、一番近似値でございます平成24年度末の平生町の世帯数、加入世帯、加入率につきましては、まず平生町の世帯数が5,221世帯、このうち平生町の加入世帯が476世帯、加入率が全世帯でいいまして9%でございます。今言いましたブロードバンドの内容でございます。インターネットの計画のブロードバンドの目標値が20%と、最終の目標値を20%で国のほうには計画を出しております。

ちなみにKビジョン全体でいいましたら、ブロードバンドでいいましたら、全世帯でこのつなぎ込みをしてるのが13.1%でございます。

それとケーブルテレビのほうでございますが、これも一番近似値だけで大変申しわけございませんが説明させていただきますけど、平成24年度末の平生町の世帯数、加入世帯、加入率って

いいますと、先ほど言いました5,221世帯のうち加入世帯は1,422世帯、加入率が27%となっておるところでございます。

これも、国に最終目標値を計画を出しておりますけど、国に出してある計画は、加入率は60%を出しております。それと、ちなみにKビジョン全体では現在61.9%の加入率になっております。

それと、2番目でございますが、今後の課題としてサービスの内容について、平生町につなぎ込みがないのがあるんじゃないかということでございます。

まずテレビの関係でございますが、TXN系の配信が平生町、上関町ございません。まだ送信されておられません。TXN系というのが、いわゆるテレビ東京系の、九州の放送の九州波のテレQという放送局の送信でございますが、実はお話のように下松地区、光、その他の地区については送信がされておりますけど、平生町、上関町については送信がされておられません。

これについては、今言いましたテレQがケーブルテレビで再送する、再放送と申しますが、いわゆるテレビ局からまたケーブルテレビのほうに再放送というような流れなんですけど、それに必要な再放送同意書がまだ得られてないと、テレQのほうから得られてないというような内容によるものでございます。

この同意書の条件といたしましては、県内の民放の局の了解が必要ということで、まだその辺の了解が得られてない、県内の民放3局の再放送の了解が得られてないということでございます。

下松等々の地区については、今までアナログ放送時代からKビジョンで再放送をされておったという、いわゆる視聴習慣があったということで、県内の民放の3局については了解をされておるといふふうに聞いております。新たな平生、上関エリアについては、今そういう手続きの途中でございます。粘り強くやっていくということでケーブル会社からも聞いております。どうしてもとということになれば、またその他いろんなケーブル専門チャンネルも、サービスとしてこちらのほうに配信するというのも話を聞いております。

それと、インターネットの100メガの通信が平生町、上関町には来てないんじゃないかと。おっしゃるとおりでございます、Kビジョンのほうの、今インターネットの速度のサービスについては100メガと30メガと15メガがございます。100メガがサービスがまだこの地域は未提供という内容でございます。

これについては、経過といたしましては、今こういった、いわゆる高速化に対応するために本地域も100メガで検討を行ったということでございますが、基本的には経費面でかなりの額がかかるということで実施がまだ未定のところでございます。

この対応といたしましては、本地域においては、当初は、たしか速度は2メガと8メガでスタートしたと思います。この2メガと8メガを今15メガ、30メガで対応しておると。基本的

には、いわゆる料金をその2メガの料金で据え置いて今サービスを取り組んでおるので、今そういうような取り組みはさせていただいてるけど、この地域についてはまだ100メガがまだ入ってきてないということは現実でございます。なお30メガについては、組み合わせないように設備の見直しを今年度末までに実施するというところで聞いております。

それともう1点、ケーブルプラスといまして、これはNTT回線を使用しないでケーブルでの電話、KDDIの系列のものが利用できるサービスのケーブルプラスというサービスがございます。これも、現在、ケーブルプラスの電話サービスについては、当地域については実施に至っておらないところでございます。

このケーブルプラスについては、現在本町のイントラネットの空き線を利用してケーブルテレビにつなぎ込みしておりますけど、そういった線を活用してのケーブルテレビの送信となっておりますので、このサービスをつなぐということになれば、経費的な面とか大幅な設備の改修が必要になってまいります。

この辺は、平生町のイントラとの兼ね合いも出てまいりますので、この辺は、もう少しケーブル会社と協議をして、何とかこの方向で、もしこういったケーブルの電話が使えるような態勢が組めればということで、今後ともこれは引き続き協議をしていきたいと思っております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） いろいろと御説明がありましたけれども、少し詳しく再質問をさせていただければと思います。

まず、この評価表のことについてなんですけれども、実は上関町のホームページも見ました。これ全く同じ物なんですよね。全国をちょっとずらっと、やっぱり19年度全国各地でやってますよね。

そうすると、それぞれの地域で公設でやられてるところもあるし、民間でやられてるところありますし、この地域のように公設民営いわゆる第三セクターでやられてるところもあるんですけども、この評価表を見ると、書式が、今お聞きした平生町分もきちんと掲載されてる地域もあるんですよ。

これ、今、私確認してるのは、上関と平生が全く文言も一緒に、そりゃ共同じゃけえんですけれども、それからもう1個下のランクにいくと、地域のことなんですから、町のほうでもきちんと平生町の分っていうことでやっぱりある程度、そりゃ総務省に届け出るけえちゅうてそうなのかもしれませんけれども、根本的には今から協働のまちづくりとかって地域みんなやっていこうってなった、町の姿勢としてどうなのかってのをちょっと疑問に思ったわけなんです。それで取り上げさせていただいたんですけれども、ほかの地域においては、それぞれ共同、また半

官半民でやられても、この町の分とか、それぞれの担当の地域の加入率とか世帯率とかをきちんと公表されてるところもあるんですけども、そういった書式とかなんとか形式上のことを検討されたのかどうなのか。一応今まで持続できるか……。町のことは町で一生懸命考えてやろうというスタンスは、言葉だけじゃなくてやっぱり最初のかげ橋っていうかスタート、やっぱりこういうところから多少なりとも疑問に私思うんですよね。その辺のところは、検討されなかったのかどうなのか。総務省にただ単に提出する要件を満たしてるものを公表されてるわけですよね。

ほかの地域には、全国いろいろざっと正直出てきます。その中を見ていくと、公設民営でも何町か一緒に取り組んでらっしゃるところもあります。3町ぐらいの分もその下の欄、この様式の下欄にですね。それとか別のあれで公表されてらっしゃるんですけども、そういった取り組みちゅうのはできなかったのかどうなのか、そのことをお尋ねをまずいたします。

それと、先ほどのサービス内容の充実なんですけれども、TX系の配信、これもかなり、月とかっていう期間じゃなくてもう年ぐらいのずっと検討検討ちゅうことだろうと思うんですよね。

先ほど言われた、高齢者に多チャンネル化は必要はないんじゃないかというような、それはそれでも結構なんですけれども、そこに多チャンネル化じゃなくて、もっと絞ったところに町民のニーズっていうのはあるんじゃないかと思うんですよね。

だから出資者として、当然そのことはKビジョンの健全な運営、これがないと映らないちゅう地域も当然あるわけですから、その辺のところはやっぱり積極的にその運営方針にかかわっていただきたいと思うんですけども、いま一度その辺のところをどのように取り組んでいかれるのか。

1つの例として、今、TX系の配信も、かなりこれずっと検討中っていうようなことでされていらっしゃいます。いま一度、もう一度確認の意味を含めて御答弁をお願いをいたします。

それと、先ほどの情報の通信手段としての100メガと、それとケーブルプラスの件ですね。これやっぱり出資者としてもう少し積極的にかかわっていただかないと、同じ配信エリアでふぐあい起きてるわけですから、同じお金をそのサービスを受ける受けない選択なんですけれども、やっぱりそういったサービス提供に向けて、積極的に検討をしていただきたいということで、このことについて、どういうめどが立ってるのかどうなのか、全然立ってらっしゃらないのか。一方的にKビジョンのほうに、経費がかかるっていうようなことで運営を任されてるようなのですが、この辺のところもいま一度お尋ねをさせていただきます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総務課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） まず評価の表の書式について、広島の総通局という、広島のほうで具体的には協議をさせていただいて、このたびの評価の公表というこ

とで確認はいたしております。

ただいま申されたとおり、平生町のその詳細については、そういった表を、今ホームページに立ち上げて公表いたしておりますけど、これについては総務省とまた協議をさせていただいて、具体的に平生町が出せるということで、方向性としては、我々は考えていきたいと思いますが、そういったことで対応をさせていただけたらと思います。

それと、サービス内容の検討等につきまして、また高齢者等のニーズ等も含めて、今後につきましてもKビジョンの運営方針にかかわることにつきましては、当然今までも、町長もKビジョンに行かれてそういった要望もしてきた経緯もございます。

今ございましたいろいろなサービスにつきまして、積極的に関与、かかわって行って、そういったサービスがこちらの地域にも受けられるようなそういった対応もしていきたいと思っておりますし、またいろいろな経費等の面も、いろいろ検討してきておることはございますが、その辺も含めて検討をさせていただけたらと思います。

それと、先ほどの100メガもケーブルプラスについても、積極的にケーブル会社のほうにかかわって対応をさせていただけたらと思っております。以上です。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 最初に申し上げました書式の件なんですけれども、これ全国の事例出てますし、それぞれやっぱり町のスタンスとして共同の事業でやられて、せっかく公表されてるんですから、町の分に関しては積極的に、この資料だけではなくてほかの資料も、例えばいろんなことで、共同のことで国の補助金を活用されてやられていらっしゃった、町はこういう状況なんだということが一目でわかるような表を、実際にやられてるところあるわけですからほかの地域では。

やはりそういうスタンスが協働のまちづくりの条件の第一段、ワンステップのところ、行政のやっぱりコーディネーターとしての役割もそうなんでしょうけれども、そういう基礎的な資料を集められて情報公開して、いろんなことを投げかけるっていうのが、協働のまちづくりの第一条件ではないかと思っておりますので、そのことは強く申し入れをしておきます。

2番目にいきます。2番目については、表題としては学校名が特定される、生徒調査状況、いわゆる成績の公表についてということでお尋ねをいたします。

これについては、一般質問通告後教育委員会のほうからお電話なり、またこういうふうにするっていうような御返答もいただいたわけなんですけれども、こうして改めて議会のほうで質問をさせていただきます。

いわゆる先般のお示しをいただいたスポーツ振興計画ですよね、当町の。その中に、学校名が特定されています。これは平生中学校3年生の体力の測定値として、学校名で公表されていらっ

しゃるわけですけども、常々学校名で公表されることへの疑義っていうのはいろいろ出てます。学力テストもそうでしょう。生徒の能力向上対策への1つの方法として、活用されていくのもその活用の方法だとは思いますが、学校名で公表されることに関して、学力テストの公表についてとどう違うのか。この辺のことについてまず質問をさせていただきます。

それと2番目になるんですけども、文部科学省も11月に全国学力テストの実施要項の見直しを発表をされているところがございます。そのことによりますと、公表の判断っていうものは、いわゆる都道府県教委には、市町村教委の同意があれば結果を公表できるっていうようなことになっていきますけれども、そうすると4月に学力テストは行われるわけで、新年度からどうされるかっていうのは、当然この時期には、もう既にどのような状況で、スケジュール等も組んでらっしゃると思いますので、26年度の学力テストの公表の判断というものを教育長のほうにお尋ねをいたします。以上です。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） まず体力テストの結果について、学校名で公表されておると。学力テストの成績結果との違いはどうかということについて、まず最初にお答えをいたしたいと思いますが、先般、スポーツ推進計画、昨年度から継続して策定に当たっておるわけですが、素案ができあがりましたので、議会の皆様にもお示しをしたところでございます。

今後の流れといたしましては、今週末からパブリックコメントに付して、年度末までには計画として策定が終了するというスケジュールの中で、最終的な段階に来ておりますが、事実計画の中に23年度の結果数値を一覧表として掲載をしております。

最終段階の中で、本当にパブリックコメントに付すものとして適切であるかどうかの協議をする中で、やはり議員さん御指摘のように学校名を特定した結果というものが公表されているのかどうかということについて、部内で疑問が上がったことも確かでございます。

いろいろ研究といいますが、検討といいますが、してまいりました。体力テストの実施については、今年度は悉皆調査で小学校5年と中学校2年の児童・生徒を対象に国のほうで行われておりますが、この実施要領については、やはり学校名を特定しての公表はできないということがうたってございました。

そういったことが、当初から念頭に置いて素案をつくっていかねばいけなかったという非常に反省をいたしておるところでございますが、何分にも体力をつけていこう、スポーツを推進していこうという中で、考え方そのものが勇み足であったといいますが、そういった数字が表に出たということについては、素案の段階とはいえ配慮が足らなかったというところでおわびを申し上げますし、今週末のパブリックコメントに付す計画素案といたしましては、その部分については、削除して提案をしたいというふうに考えておるところでございます。

次に、来年度の学力テストの公表については、今お話ございましたように、11月の末に文部科学大臣から公表できる旨の通知といたしますが、発表がございました。しかし、無条件での公表ということではございません。教育上の効果や影響等考慮して適切なものとなるようにと、また平均正答率等の数値のみの公表は行わず、分析結果もあわせて公表し、またその結果を踏まえ、改善方策についても公表するというようないろんな条件がついた中での公表で、その公表によって競争とか、あるいはまた序列化につながらないようにという配慮をした上での公表の基準ということでございました。

本教育委員会におきまして、当然、来年度についてどうするかということのを至急検討しなければいけない時期ではございますが、何分にもまだ発表があって時間が経過しておりません。

今月、来週になりますか、教育委員会会議も開催する予定でございますので、そこで協議の一つということになるかとは思いますが、現状の様子につきまして、少し申し上げておきますと、そういった文部科学省の発表について、県教委については従前どおりというようなコメントを発表しております。

大阪市の教育委員会は、公表を義務づけるというところまで進んでおりますが、県下各市町の教育委員会においても、半数程度が検討しなければいけないだろうというような段階で、今の時点で公表をするしないということについては、私の一存で申し上げることはできませんので、年度末までに、その結論については出していきたいというふうに考えておるところでございます。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 学校名のほうのスポーツ振興計画に関しては、了承っていうかよくわかりました。今後のパブリックコメントに削除させるっていうことなんですけれども、ただ学校名による公表っていうものを考えたときに、さまざまな形で教育委員会のほうで、全体でなくて一部とか、学校名でいろんな、例えば決算の附属資料なんかで評価されてますよね。そうすると、学校名でのいわゆる書類上の公表について、検討していかなければならないと思うんですけれども、全体的なものじゃなくて一部に関しても、その辺のルールづくりの検討の必要性の有無っていうのは考えられるのか、られないのか。

今後の方針として、やはり一通りのルールづくりをしとかないと、今の御答弁であれば、今、私、今後ルールづくりをしておく必要があるんじゃないかなあとかいうふうに思ったんですけども、教育長のお立場としてどのように、もう少し深く、どのようにされていこうかなっていうふうなことでよろしいので、再度御答弁のほうをお願いいたします。以上です。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 情報公開と、もう1つは、やはり個人情報の保護という観点から考えなければいけないことが多々あるかと思っております。当然、国において制限が緩和されれば、

それに倣って、できる限りの情報というものは、公開をすることによって、町民の協力なり支援なりいただくということが、一つの前提になるのかなとは思っておりますが、やはりそこには、本当にもう全てを公表することで、子供たちの育成に本当にプラスになるのかどうかという、非常に難しい見きわめが、そこには存在をするであろうというふうに思っております。

ですから、やはり公表についてリスクが伴うなら、それを解消してやらなければいけないというのが、今基本的に言葉として言えることであろうというふうに考えてます。

当然、学力の向上ということについて、教育委員会会議に諮って方針は決めていきますが、学力だけじゃなくて、今おっしゃるように、やはりいろんな情報というものがありますから、それについてどの程度どうできるのか、学校の考え方も含めて、やはり協議をする必要はあるというふうに考えます。

.....
議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） それでは、一般通告書に従って質問をさせていただきます。

まず初めに、農業政策についてでございますが、今、国の農業政策は猫の目政策とこういうふうに言われております。なかなか定まらない政策となっておりますが、政府はこの11月6日に主食用米の生産量を抑えて価格を維持する生産調整、減反ですが、これを5年後の2018年度をめどに廃止する方針を決めております。

この内訳として、米の生産調整、減反に参加する農家に支払う一律補助金、これは10アール当たり1万5,000円を2014年度から7,500円に半減することにしております。これは17年度まで維持し、18年度には廃止をすると、今しております。

また、農業についてみますと、全国でも、これは当町においてでも同様と思いますが、農家の主力は70代、高齢化率は6割を超えております。所得のほうも減る一方で、平均的な農業所得は今48万円と言われております。

このような状態の中で、日本全国では、耕作放棄地がこの20年間で倍増をしております。この平生町においても、この辺のことは余り違いがないのではないかと考えております。

このようなことを考え合わせますと、当町のような中山間地の中小零細農家は、ますます農業離れがふえ、耕作放棄地がふえてくることが懸念をされます。当町の農業政策として、どのような対応を今からされていくのか、まず初めにお伺いをいたします。

もう1点ですが、今回の見直し案では、当町のような中小零細農家への対策や、もともと農地の維持管理が難しい中山間地などの保全対策を示しております。これは、農地のあぜなどの保全管理とか水路の泥さらい、農道の草刈り、このような農地の維持に取り組む場合に、地域の農家らと組織的に市町村と協定を結び、政府が交付金を交付する仕組みとなっております。

これは、全国的な農地の維持が、今目的となっておるわけでございますが、この点について当町はどのような対応をされるのか2点目にお伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 農業政策に関連をして、新しい政府の今の方針と本町における対応策をどうしていくのかということで、今御質問をいただきました。

政府は、今御指摘のように農林水産業・地域の活力創造本部、これにおいて減反政策を廃止をするということを柱にした新たな米政策を発表をしたところであります。なかなか、今この懸念されているという事項が、1つは今、耕作放棄地の問題と日本型直接支払制度、新設をされますが、これについて2つの例を挙げて、今、当町の対応を質問されております。

いろんな意味で我々も、この動向については十分注意をしながら今見ておりますが、いろんな意味で、これは産業競争力を強化しようというような背景の中で、実質的にこの減反の見直しが提起をされて、実際にこの方針が今出されるまで約1カ月だというふうに思っております。かなり早いペースで取り組みていいますか、考え方が示されておまして、いろんな意味で、ここで議員のほうは懸念がされるということですが、いろんな生産者含めて、中山間地域にとっても今からどうなるんだろうという、いろんな疑問点が出てきておること事実だと思います。

特に、今も御指摘がありましたように、内容としては減反の補助金、10アール当たり1万5,000円を半分にすると、2018年度には、これは廃止をしていくということが一つ。そのかわりに、飼料米や米粉用米等については、これは逆に転作補助金の拡充をしていきますよと、こういったことをやりながら農業の競争力を拡大をする、あるいは規模の拡大を図っていくと。したがって、そのためには都道府県に農地の中間管理機構を設けて、ここに農地の集約化を図っていききたいと、こういうようなことが大きな1つの柱になっております。

ただ、農地の集約を中間管理機構でまとめていくとはいえ、中山間地を抱える我々のところにとっては、そうスムーズにいくのかという、やっぱり思いも一方でありますし、飼料米をどんどんつくれ、ほとんど飼料米の原料は今輸入ですから、この調整が果たしてどうなっていくのかと、販路は確保できるのかと、いろんな課題が今出ているのも事実であります。

確かに、直接支払制度が新設をされるということですが、今ある中山間の直接支払制度があります。あるいは環境対策としてとられている施策もありますけれども、こういった今の水路、あぜ等を含めて集落ぐるみで管理をしていく分については、これは見ていきましょうというようなことで、一体これからどれだけ今のあるのとの違いがあつて、どうなっていくのかと。まだまだ明確になっているわけではありません。

これから具体的なこのプランが出てくるというふうに聞いておりますし、この発表されたときの林農林水産大臣の説明では、これに関連をする改革法案を来年の国会に提案をするという方向

でありますから、当然これからそういった意味での関連法案の審議、あるいはまたもっと言えば国民的な議論が恐らくこれから出てくるんだろうというふうに思っております。

まだ町に対して、じゃあ今度は、新年度これでいきますよということで、政府の方針を踏まえて、例えば農林水産省のほうから一定の施策についての説明があったわけでもありません。したがって、現時点で新しい、今政府が考えておるような施策についての、現段階でじゃあ平生町どうするんかと言われても、ちょっと今の段階では少しお示しすることが難しいというふうに思っておりますし、ただ大変我々の地域にとっても、これ大変重要な、農政のある意味では転換期に来ておると、いろんな意味で米の需要そのものも今低迷をしておりますし、一定の改革が必要だということも、これはあると思います。

したがって、それはそれとしながらも、じゃあ一体どう具体的な課題として、地域に影響を及ぼしてくるのかというようなことにつきましても、これからそういった動向をしっかりと見ながら、にらみながら、今の平生町の現状を踏まえて、しっかり適宜対応していけるようにしていきたいというふうに思っております。いずれにしても大きな課題でありますから、大きな関心を持ってこれからも動向を注視をしていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） いろいろと答弁いただきましたが、今町長も申されましたように、当町で大規模農家と、こういう農家は皆無だと言ってもこれは過言ではないと思います。中山間地の多い町で、高齢化と耕作放棄地が進む、荒廃を食いとめる決め手は、これはなかなか見えてきません。とはいえ、このまま何もしなければ、今問題になっているイノシシの運動場になるのではないかと、このように考えることができるわけなんです。荒廃を食いとめるためには、何か国の方針を待つのではなくて行動を起こすことが今喫緊の課題ではないかと、このように私は今考えております。

農業者を交えた研修会とか、町民の意見が反映できる対策会議などを、今開く必要があるのではないかと、このように考えられますが、この点については町長どういう考えを持っておられますか。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午前11時20分といたします。

午前11時01分休憩

.....
午前11時20分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 住民の集落の会議を開催をして取り組んでいったらどうかというお話で

ございます。

先ほども、日本型の今度の直接支払制度等の提案がなされているという話もしましたが、結局集落で、ある意味で共同管理をしていく取り組みについて、これから、まあ今までと、同じ形になるかどうか別にしても、こういった活動については、基本的な枠組みはそのまま維持をして、引き続いて対応していくという方針が支払制度の中で示されておるようですから、その辺の中身について、十分これから精査をしながら、本町としてどうそれを活用していけるのかと。だから今でも、中山間の直接支払制度が、今ちょうど3期目で、もう来年度がこれ最後の年に入ります。

それも集落会議をやったりしてですね、今までずっとその積み上げの中で、地域で、集落で対応していこうということで取り組んでいただいております。これも、もうぎりぎり精いっぱい、皆さん、今やっておられると思います。

そうした中で、新しいこういう形のものが入ってきている。じゃあそれをどう活用できるのかというようなことを含めて、ある程度、煮詰まった段階で、これからまた、当然、県やJAの皆さんとも連携をとってですね、それぞれ協議をしながら、住民の皆さんの意向も踏まえて協議をしていくということになるうというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） どうも答弁ありがとうございました。

まあ、今考えてみますと、農村の環境保全の作業は、現実的には今、農家の人がやっとなるわけですね。そういうことを考え合わせますと、これからの早急な対応が望まれると思いますのでよろしく願いをいたします。

それでは、次の質問に移らさせていただきます。

次は、学校給食の無償化についてでございます。

現在いろいろと少子化が叫ばれております。少子化の背景には、子育てにお金がかかり過ぎることや、所得の低下、非正規雇用、これは12年度の総務省の推計ですが、非正規雇用が約2,000万人を超えて38.2%という膨大な雇用不安があります。若い子育て世代の経済的負担、小中学校での教育費の負担も重くのしかかっていることも一つの要因となっております。

当町の給食費の未納は、現時点では、多少は未納はありますが、年度末にはほとんどないと、今お聞きをしております。少子化、貧困の格差が問題になっているときに、学校給食費の無料化、助成は、これからの課題ではないかと今考えております。

現在、地方自治体として学校給食を無償化したり、半額助成、または第2子、第3子から無料にするなど、条件をつけて助成する自治体がふえてきております。また、学校給食補助要綱等により、条件つきでの一部助成を行っている自治体は、今だんだんとふえてきております。

当町においても、学校給食の無償化について、考えていく時期に来ているのではないかと思います。

れますが、この助成についての考えはないか、お伺いをしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） ただいまの学校給食の無償化という御質問でございます。

給食費ということにつきましては、学校給食法というものがございまして、学校給食の運営に要する費用のうち、給食に従事する者の人件費、施設・設備の修繕費は設置者、町が負担する経費ということになっておりまして、これ以外が保護者の負担ということになっているところでございます。ですから、賄い材料費が保護者の直接の負担ということになりますので、それを給食費として徴収をしているというのが現状でございます。

現在、小学校で給食費が240円、中学校が280円、これが一応、賄い材料に相当する金額ということで、町の負担等ももろもろ含めると、まあ1食当たりが約500円程度になるんじゃないかなというふうに試算をしておるところでございます。

県内で無償あるいは半額というような事例というのは、和木町が全額無償、隣の上関町が半額負担というような状況の中で、平生町としてどういうお考えかということでございますが、実際、中学校、小学校、子育ての世帯、まあ3人子供がいれば、年間の給食費は約14万円程度になるかと思えます。ですから負担になるといえば、子育て世代にとっては大きな負担という気持ちはございます。

無償にすれば当然予算が伴います。半額でも予算が伴います。無償ということになりますと、年間約4,600万円というものが必要になってまいります。半額といたしましても、当然その半分ですから2,300万円。今の財政状況等々考えた場合には、なかなかこういった無償、半額措置ということに踏み切るっていうのは、なかなか勇気がいるものじゃないかなというふうに思うところでございますし、まあ小さな数字は別にして、所得によって就学援助費の対象になって給食費が無償化されている世帯もございまして、そういった助成については、今後も引き続き継続をしまいたすつもりでございます。当面、じゃあ、無償化しようという回答は難しいかなと思っております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） それでは、再質問させていただきます。

今、教育長が言われた学校給食法の第11条だと思いますが、「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。」と、このようになっております。

2番目として、「前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。」と、このようになっておりますが、しかし、この規定はですね、経費の負担区分を明らかにしたもので、地方公共団体が給食

費の一部を補助するような場合を禁止する意図ではないと、これは政府自身がはっきりとっております。これは、学校給食法が施行されたときに、当時の文部省の事務次官通達で述べられておるわけなんです。

この辺でですね、私は言いましたが、今教育長が言われたように、全額無償にせいとか、半額にせいとかっていうのではなしで、先ほども申し上げましたが、第2子とか第3子をですね、経済的負担が多くなるわけですから、その辺をね、やはり少し考えていただけないかと、こういう提案でございます。

また、県としても、今「ふれあい山口」というの、こういうの出てますけど、この中でも、「子育て環境日本一」と、こういう県づくりと題してですね、山口県で子供を生み、育てて本当によかった、こう実感できるような県づくりに取り組むと、今、県は言っておるわけなんですよね。この辺と、県ともタイアップしてですね、少しでも今、この無償化の問題に取り組んでいただけたらいいんじゃないかと、このように考えるわけなんですけど、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 第2子、第3子の家庭についての助成をということでございました。我々として、まあ少子化の中で、第3子、第4子がいる家庭っていうのは、昔でいえば、児童手当っていうのは第3子から出ておったと、私らの時代はそうであったっていうことがありますので、試算的に第3子、第4子がいる家庭ではどうかっていうことを、このたびの御質問に対していろいろ考えてきた経緯があるわけですが、3人就学している世帯というのが37世帯111人、4人就学している世帯が3世帯で12人。ということになりますと、3人目の対象が40名、4人目の対象が3名ということで、43人ということになるわけでございます。

当然、この人数の中には就学援助費、先ほど申し上げました就学援助費を受給している世帯がございますので、実際にそういう世帯、人数をマイナスいたしますと、3人の世帯で25人、4人就学している世帯で2人ということで、まあ計27人がおっしゃるように3人以上の世帯で考えるなら助成対象になると。

金額的には3人目以降を半額とした場合の予算は約60万円。全額となりますと、その倍と。ですから金額的にどうこう難しいというような金額ではないとは思いますが、給食費の助成、無償化という考え方そのものが本当に必要な、町として優先的な課題であるかどうかというところが、考え方のポイントになるんじゃないかなというふうに思います。

議員さんの御提案ということで、このたびは受けとめさせていただければと思いますし、これからの時代の流れの中で考えていかなきゃいけないことになれば、ぜひ教育委員会から町長にお願いもしなきゃいけないというふうに考えているところでございます。

議長（福田 洋明君） 瀧上正博議員。

議員（7番 瀧上 正博君） ここに、本当さっきも見せましたが、大きゅうに見開きであるんですよね。「子育て環境日本一の県づくり」と。これをですね、県づくりじゃなしに、平生町に変えてですよ。子育ての環境日本一の平生町にしていこうではございませんか。そうすることによって、この人口増も考えられるし、このままいったらどんどん人口減るんじゃないかと、このように考えられますんで、ぜひ教育長の決断をよろしくお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） それでは質問させていただきます。

まず、平生町都市計画についての質問をいたします。

平成7年11月に平生町都市計画で、都市計画区域が策定されており、現在に至っておりますが、商業地域とされている場所でも住宅が立ち並び、商業地域とされていない状況にあります。

また、住宅地域といっても既存の会社があり、要望があっても住宅地域のため、その会社の工場増設は認められていません。また、農業地域としても後継者がいない、高齢化したなどの理由により、耕作を放棄した土地が随所に見られるようになりました。

こうした問題点をなくすために、都市計画の見直しが必要になってきていると思われませんが、町長のこれらの諸問題の対策はどのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 都市計画の見直しについて、都市計画についてどうかということでございます。

都市計画法は、人口や産業の都市集中に伴い、無秩序な市街化が環境の悪化を招くということで、国土の均衡ある発展を実現するために、こうした都市計画法によって適正な制限のもとで土地の合理的な利用が図られることを基本理念として、この計画法は定めております。

そうした中で、平生町の場合もそうですが、用途区域の設定をいたしてありまして、本町の場合は、都市計画では12種類ですが、11種類の用途区域を定めております。

土地の条件、利用状況等、勘案をしながらですね、住居、商業、工業、その他の用途に適正に配分することによって、都市環境を保持をしていこうということございまして、例えば、住宅のすぐそばに工場ができるとか、あるいは学校のすぐそばに、いろんなパチンコ屋店ができるとかですね。こういった用途が異なる建物が、無秩序にできることをできるだけ排除していこうと、こういう基本的な考え方のもとに用途区域を設定させていただいておるとい状況でございまして、したがって、例えば、住宅、さっきありました住宅地域ということになれば、居住するため

の良好な環境のために、一定の制約を課していくということがあるわけございまして、とにかく、この都市計画でいう用途区域の指定は、いろんな用途が異なる建物が無秩序にできることをできるだけ防いでいこうと。そして、住環境を整備をしていこうという発想でございますので、そういう立場で一定の規制がかかっておるとい状況でございます。

都市計画を見直していく場合については、その判断基準として、都市計画法で都市計画基礎調査というのが、これはまあ県が5年に1回やっておりますが、これに基づいて一定の基準が設けられておりますから、その基準をもとに都市計画の見直しを判断をしていくということになるうと思っております。

詳細につきましては、建設課長のほうから答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 藤田建設課長。

建設課長（藤田 衛君） 都市計画の見直しの理由として、3点ばかり御指摘をいただきました。私のほうから都市計画法あるいは建築基準法に基づく用途地域、現状における考え方について回答させていただきたいというふうに思います。

まず1番目として、住宅が建ち並び商業地域となっていないという御指摘ございました。商業地域については2種類、まあ住居系の地域、商業系の地域としてございます。1つは近隣商業地域、それでもう1つは商業地域ということでございます。

近隣商業地域は、国道188号沿線の、主には西浜から宇佐木地区、この両サイドをしておるところでございまして、近隣の住民の方が日用品の買い物などをす り まあ店舗等の業務の利便の増進を図る地域ということで、住宅や店舗のほかにも小さな工場も建てられているということでございます。

現状において、大型スーパーであったりレストランであったり、医療、福祉機関であったり、車、住宅の販売関係であったり、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等ですね、ある一定の商業集積も進んでいる地域ということでございまして、一定の地域指定の効果が出ているというふうに考えております。

それから、もう1点の商業地域でございます。これは、役場、それから中央公民館等が位置する、大体まあ、町道桜町線の沿線、あるいは熊川までの一体区域でございまして、銀行とか飲食店とか事務所などの商業等の業務の利便性の増進を図る地域ということで、ここも住宅であったり、小規模の工場も建てられるということになっております。

現状においても、役場、幹部交番、中央公民館、銀行等の立地が見られております。県が平成24年3月に定めました平生都市計画、いわゆるマスタープランというふうに言っておりますけれど、その中においても、行政施設や商業施設が集積する役場周囲については、商業業務施設等の都市機能の集積を図って、人々が集う中心拠点にふさわしい魅力ある商業地、業務地の形成を

図るということでございます。

今後このような方針に基づいて、適正な土地利用の誘導を図ってまいりたいというふうには考えております。

それから、住宅地域といって、会社、工場の増設が認められていないというような御指摘でございます。先ほど、町長も申しましたように、住居地域というのは、住むための良好な環境を守るために指定しているということございまして、細かくは、その中でもいろいろ分かれておりまして、危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場ということであれば、作業場の床面積が50平米以下であれば、第1種、第2種住居地域においては建設が可能ですけれども、危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場であったり、さらに、危険性が大きいか、または著しく環境を悪化させるおそれのある工場は、全ての住居地域においては建設することができない用途ということになっております。

建築基準法の中でも、細かくその辺の規制がされておるところでございますけれども、まあ御質問の増設についても考え方は同様でありますけれども、用途地域の指定以前からの建築物、既存不適格建築物というふうに申しておりますけれども、これについては基準時の床面積の1.2倍を超えない範囲での増築は可能でございます。

それから、建築基準法の用途制限を受ける中であっても、県が良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、または公益上やむを得ないと認めた場合は、建築することができる旨の規定が、これは建築基準法の中にありますけれども、一定の緩和措置も講じられているところでございます。

都市計画法に基づく用途地域の指定は、町長が申しましたように、用途が異なる建物が無秩序に建設されることを防いで、住宅地域であれば住環境を保護するためのものであるということでございますので、住宅地域内のそのような一定の規制は必要であるというふうに思っております。

それから、3点目の、農業地域としても、後継者がなくて、高齢化などの理由で耕作放棄地が随所にあるということで、先ほども御質問ありましたように、大変難しい課題もあるわけでございますけれども、ここでは用途地域内に存在する農地ということで、考え方を回答さしていただきたいと思っておりますけれども、用途地域内の農地というのは、もともと都市計画法上は宅地化予定地ということで位置づけをいたしたところであるわけでございますけれども、まあ御指摘のように現在も多くの農地が存在しているというところでございます。

この農地は、当然、まあ防災であったり景観形成であったり、国土保全であったり、環境保全等のさまざまな公益的な機能を発揮しているところでもありますので、国においているんな研究会も立ち上げておるところでございますけれども、都市計画上の用途地域の一つとして、また、位置づけが行えるよう、国や県に対して要望してまいりたいというふうに思っているところでございます。私のほうからは以上です。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） いろいろ都市計画によって定められておりますけど、都市計画法によって変えられないといった土地用途の変更は難しい地域によっては、そこに住む住民の皆さんの理解を得るべく説明をし、環境に安全な計画を立て、平生町独自のまちづくりをしていく柔軟な対応ができたらと思います。

というのも、また新たに、平生町にいろんなことをするというのも、なかなか難しい状況ですので、現状のままで、また皆で地域を、土地をどういうふうに、近くに住む地域の皆さんとの話し合いがあって柔軟に変更ができるように、できたらと思いますが、そういう条例をつくるとか、そういうことはできないんでしょうか、どうなんでしょうか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 都市計画法に基づいてというふうに先ほど言いましたように、見直しについては、一定の判断基準が決まっておりますので、それに基づいて判断をしていくということになるかと思えます。先ほども説明をしたとおりでございますのでよろしく。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） 将来、少子高齢化によって平生町の過疎化は着実に進んでいると思えますので、ぜひ柔軟な対応をされるよう、できるように進めていってもらいたいと思います。

以上で、次の質問に入らせていただきます。

次に、高齢者対策について2点お伺いいたします。

まず1点目に、高齢者学級の開設ですが、高齢者であっても学習意欲の旺盛な方はたくさんおられ、ニーズは様々ではなく多様化し、高度化していると考えます。生涯にわたり学習することは本人の感性を磨き、認知症も防止することになり、生き生きと暮らすことができると思います。これからますます高齢化が多くなり、少子化問題もあり、一人一人が健康で暮らすためにも高齢者学級を開設することが必要と思えますが、町長、いかがお考えでしょうか。お伺いいたします。

それと2点目は、高齢者の健康増進施設の整備についてですが、老いても健康でありたいというのは誰でも思うことでもあります。そこで、健康増進や障害者の機能回復を目的とし、近場で誰もが来やすく参加できるよう施設を整備することが必要と思われませんが、このことについても、町長、いかがお考えでしょうか。お尋ねいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 高齢者学級、1点目の開設についてでございます。

これ、私のほうから御説明申し上げますが、例えば、教育委員会におかれても、今、高齢者向けの生涯学習講座が開設をされております。それぞれ中央公民館なり佐賀公民館を中心にして、

こうした高齢者を対象にした、先ほどありましたように、学習意欲の旺盛な方もたくさんいらっしゃいますので、そういう方を対象にした取り組み、あるいはまた、それぞれ公民館、コミュニティ施設等を利用しながら、そういった学習の団体の方々が活用して頑張っておられることもあります。

健康の面を考えるならば、平生町も、国・県が今「健康日本21」、県は「健康やまぐち21」、平生町においては、御承知のように高齢者福祉計画と、今年つくった健康づくり計画。これにおいて介護予防教室や認知症の予防教室等々、それぞれ公民館とか集会所とか、もちろん保健センターを中心にいろんな、場合によっては遠隔の集落、老人クラブの集会、いろんな自主活動グループ等々を対象に、健康相談や健康チェック、体力のチェック等々、今実施をされておりますので、これらのことを、施設を整備をすることが必要だということでございますが、これらの取り組みがそれぞれ行われておりますので、公共施設等を有効に活用していただいて活動を展開していただければというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） 高齢者学級っていうのも、いろいろ公民館単位とか、いろいろされてはおりますけど、なかなかそういう、その団体に入っていない方は、それをわからない人も多いわけですので、町としてこういうことしてますっていうのを、ある程度周知できるように、皆さんに声かけるというか、情報を流してあげるといふか。知った人は知っておられるし

あるんですけど、その辺の差があるように思いますので、もしそういうふうに生涯学習でいろいろ文化展で作品を展示したりされてはおりますけど、それに参加しておられない方も、いつ行ったらいいんかわからんとか、そういう状況もありますので、町の人に周知できるような、こういうことはこうでいついつしてますよっていうのを教えてあげるっていう情報も提供していただけたらと思います。

また、健康増進についてですけど、今、あるように言われましたけど、筋トレの施設が1カ所あるわけです。この筋トレの施設に通って、健康を取り戻された方はたくさんおられるのは知っておりますが、皆さん行きたいと言われてはおりますけど、場所がちょっと遠い所で、足がない人、車がない人とか、まあ歩いて行けばいいのかわかりませんが、遠いので歩いていくのも不便と。

できたら、そういう筋トレの、近くでできたら、以前も質問したと思うんですけど、その設備が移動できないということでしたけど、それらを各近くに設備していただいて、指導者もおられて、皆が参加、近くでも行けるような、そういう施設があればいいと思うのですが、こういうことについてはいかがでしょうか。各所へそういう施設をつくってあげるということはいかがでしょう。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） まあ先ほども言いましたように、最初の点は、平生町健康づくり計画の、着実にこれから実践をしていこうと。その中には、いろんなそれぞれライフステージに応じた健康づくりの取り組みが示されております。これはもう、皆さんにも全部、その要約版を全戸にこの前も配布をさせていただきまして、いろいろこういった取り組みについては、皆さんにも周知を図っているところでありまして、また何かあれば、またその辺は十分相談をいただければ、対応をしっかり親切に対応させていただきたいというふうに思っております。

筋トレについても、これは勝手にトレーニングというわけにはいきませんで、やっぱり指導者がいて、一つのカリキュラムを組んで、で、きちっとした、何コマもやってということで、今、たんびにお知らせ版等でも募集をかけて、皆さんにお知らせをさせていただいております。

このことが、本当に筋トレが、結果的には健康の維持増進につながっているという、そのことについても、平生町はいち早く、これ、取り組みましたが、やられた方は押しなべて大変好評です。あれはいいというふうに好評もいただいております、我々としても、大変よかったなと思っておりますが、問題はそういうふうにはですね、あっちこっちつくれば、まあそれは費用があれば一番できるんでしょうが、今、福祉センターを中心にああいう形で、ちゃんとした指導者も配置をして、取り組みを進めておりますんで、できるだけ、足の便の悪い方もあるかもしれませんが、できるだけその辺は御相談に乗りながら、あそこの場所を有効に生かしていただけるようにしていただければと。

かなりあれは、いろんな施設のトレーニングのマシンやら含めてですね、結構高価なものがたくさんございます。それらを有効に活用していただければ大変ありがたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） なかなかいろいろできないということになれば、ある程度こちらの中央公民館とか、近くに、行きやすい場所に移動するということにはできないんでしょうか。ちょっと山の上の高いところは難しいように思うんで、そういう設置の位置を変えとか、例えば変えられなければ、その何か交通の便ができるように、参加したい方にはそういう、送迎って言えばちょっとあれかもわかりませんが、何かそういう便宜を図る手段はないものなんでしょうか。場所を変えるということはいかがですか、設置場所。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） やっぱりそれなりのスペースと体制が必要になってきますから、今、実績をずっと積んでこられておりますので、すぐ、今度は変えましょうと、こういうわけにはなかなかいかないとは思いますが、そういう御意見があるということは、きょうお伺いをいたしてお

きます。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後 1 時からいたします。

午前 11 時 56 分休憩

午後 1 時 00 分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

細田留美子議員。

議員（8 番 細田留美子さん） それでは通告しております、民生委員、児童委員について質問いたします。

皆さん、御存じのように、民生委員、児童委員は地域の福祉のかなめとしての活動を担っておられます。今年は 3 年に一度の一斉改選の年でした。この 12 月から新しい委員の任期が始まりました。住みなれた地域で、町民が安心して心豊かに暮らせる積極的な取り組みに期待しているところです。

ところで、近年、どこの自治体も委員さんになられる方を探すのに大変苦労されていると聞いております。今回 16 人も新しい委員さんを確保されたと聞き、関係者の皆様の努力に頭が下がる思いです。これからも高齢者がふえていくこと、地域のまとまりや隣近所の助け合いの力が低下していくことを考えると、ますます民生委員さんの活動が重要となってきます。これからの人員確保と活動の充実を考える上で、次の質問をいたします。

まず、委員の活動内容と選任方法、そして今回定員が 1 名増員されましたが、定数の定め方及びこれからの活動の充実をどのように考えておられるのか、質問いたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 民生委員、児童委員の現状について御質問をいただきました。

今も、質問の中にもありましたように、民生委員法に基づいて、民生委員さんについては社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、もって福祉の増進に努める民間の奉仕者であるというふうに位置づけがされております。

御指摘のように、この 12 月 6 日の日に民生委員さん 32 名、1 名増員の枠がもらえまして、1 名増ということで 32 名になって、委嘱状の交付式を先般行ったところでございます。

今も御指摘がありましたように、32 名でスタートということなんですが、今回は 16 名の方が退任をされて、新たに 16 名、今までの方を含めて 16 名と合わせて 32 名ということで、民生委員さんの果たしていく役割というのは今後ますます重要になってまいります。我々もこれから 3 年間、町との、またパイプ役として、しっかり御活躍をいただくことを大いに期待を申し上げているところです。

具体的な、今御質問にありました選任方法と資格要件、それから定数の定め方については、健康福祉課長のほうから答弁をさせていただきます。

今後の活動の充実についてということでの御質問いただいておりますが、それぞれ地域住民の立場で、まさに地域の代弁者としても、また町にいろいろ行政との連携をお願いをしていくわけですが、個々の民生委員さん、児童委員さんの資質の向上が大前提だというふうに思っておりますし、しっかり、その研修等含めて、取り組みを進めていきたい。そして、また、社協、自治会、その他各種団体と連携、協働して取り組みを進めていただくように、これからもお願いを申し上げていきたいというふうに思っております。

特に具体的には、民生委員・児童委員協議会において、3つの部会がございます。それぞれ企画組織部会、児童福祉部会、それから地域福祉部会、それぞれの部会で年間の活動計画、事業計画を策定をいただいておりますので、その事業計画の充実、その事業計画に基づいて、着実にその計画を実現していただくように取り組んでいただくことが今後の活動の充実ということにつながっていくものというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

健康福祉課長（田代 信忠君） それでは、御質問がありました選任方法と資格要件、もう1つは定数の定め方について御説明いたします。

まず、選任方法と資格要件でございます。民生委員は市町村の民生委員推薦会というのがございまして、ここが推薦したものを、県にあります、県知事が地方社会福祉審議会の意見を聞いて推薦をいたしまして、厚生労働大臣が委嘱するということになっております。身分は県の非常勤特別職でございますので、非常勤の地方公務員とも言っております。任期は3年でございます。

資格要件でございますけども、主に5つございます。1つ目は、当該市町村の議会の選挙権を有すること、2つ目が広く社会の実情に精通していること、3つ目が社会福祉の増進に熱意のあること、4つ目が児童福祉法の児童委員としても適当な者であることと、最後に5つ目ですけども、新任、再任とも原則75歳未満、主任児童委員については55歳未満というふうになっております。

次の定数の定め方でございますけども、民生委員法の第4条に規定がございます。その規定に基づきまして、民生委員、児童委員の定数が市町村ごとに基準により、町長の意見を聞いた上で定めるということになっております。

平生町の場合は、町村ということで、70から200世帯ごとに民生委員、児童委員を1人ということに基準が定められております。主任児童委員の配置基準につきましては、民生委員、児童委員の定数が39人以下は2人ということで、平生町はこれに該当しますので、主任児童委員は2人ということになります。

そして、平成25年度、先ほどありましたように、3年に一度の一斉改選の年でございます。県において、各市・町からの定数希望調査、また増員希望ヒアリング調査を経まして、一斉改選後の定数が5月の30日に決定されまして、平生町は1名増員が認められまして、このたび12月1日から民生委員、児童委員が30名、主任児童委員が2名の合計32名で構成いたしております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 活動内容は、今町長がさらっと言われましたけれど、結構多岐にわたっております。証明書の発行から、いろんな福祉、児童の関係、お年寄りの関係、年金の関係、生活費の関係、いろいろなところをやられるんだと思いますけれど、そういった中で、今回16人の方が新しくなってらっしゃる。15人がやめられた方の後釜で、1人が増員ということで、16人の方が新しくなってらっしゃるんですけど、今から教育のほうも大変だと思います。こういった相談事を受けるというのは大きな資質も要ると思いますので、そういった研修を今からしっかりしていかれるんだとは思いますが。

今、民生委員になられる方の任期は3年というふうにおっしゃってましたけど、1期目、2期目、3期目、いろんな方がいらっしゃると思うのですが、今回16人が新しい方ですから、しっかり研修のほうも力を入れていただかないと、というふうな思いもございます。適切な任期っていいですか、経験が必要ですから、今回みたいに16人が新しい方にぱっとなるっていうのも、仕事の上で、地域にとって、それがプラスになるのか、マイナスになるのか、心配なところではございます。

その32人の中でどれくらい女性の方がいらっしゃるのかということと、それから定数が今回1名ふえました。ふえたのはとても喜ばしいことですが、なり手が少ないというふうに聞いておりますので、そのあたりを今からどのように考えてらっしゃるのか。

また、適切な経験の年数も要りますけれど、今、どれくらいの年齢の方が受けてらっしゃるのか。そして選任方法は民生委員の推薦会が推薦した人となっているというお話でしたけれど、地域の人が認める適切な人がなっているのか。地域の声を聞く場の設定はあるのかどうかというのと、それから活動の充実のために先ほど各自治会とか、それから社協とかと協力しながらやっていくとおっしゃってましたけれど、その協力体制がどういうふうになされているのか、お答えください。よろしく願いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 田代健康福祉課長が答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

健康福祉課長（田代 信忠君） 失礼します。

ただいま質問がございました、まず、平生町の民生委員、児童委員全部で32名と申し上げました。男女の比率でございますけども、男性が24人に対しまして、女性が8人の合計32名となっております。

民生委員の期間ですけども、1期が3年ということでございます。長ければ長いほどいいというものでもございませんで、やはり活動を通して、地域から信頼を得ることがまず重要だと考えております。最初に委嘱されてから1期3年でございます。最低でも、この3年間を活動できるような体制を、整備を整えることが必要かと思っております。

年齢層ですけども、今現在、やっぱり定年後60を過ぎてからと、それから75までの方々が主でございます。このたび16名かわられて、かなり若い方もいらっしゃいますので、年齢層は若干ですけども若くなっているのではないかと思います。数字はまだ出しておりません。

それから民生委員、児童委員の活動を長く続けてもらう、地域の方からも信頼を得るためにはどうしたらいいかという、魅力あるものにする必要があると思います。やはり、地域の理解が深まるような制度・周知が行われなければなりませんし、やりがいを持って活動できるような、そういった地域と関係機関、または行政がそれぞれの立場から支援をすることが求められているのではないかと思っております。行政や地域においても、民生委員、主任児童委員に対しましては、その職務以上の役割を任せること、負担をかけることなく、適正な職務を行う必要がございます。以上です。（発言する者あり）

地域の方の声を聞くかという質問でございますけども、この民生委員を選任するに当たりましては、前任者の民生委員さんに適任者はいないかどうか確認したりとか、地域の方々、特にそういった地域活動の盛んな方々のお声を聞きながら、また町の職員の、地元の職員方の声を聞きながら選任、選んで、私たちのほうが後任候補を当たっております。以上です。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 32人のうち女性が8人。民生委員のお仕事というのは相談事も多いですので、女性がしっかり活躍できるものだと思います。そういった中、8人しかいないといってしまうか、どうしてなのかなと。原因といいますか、理由があればお聞かせ願いたいですし、今からいろんな方に民生委員をやってもらう、その分母をふやすには女性の力に期待したいところかなという思いはありますけれど、そのあたりのこと。

そして、地域の協力がもちろん必要なわけです。先ほど仕事の量の適正化というお話がございましたけれど、今回研修に行った先で、そういった民生委員さんを助ける立場の方が各自治会にいらっしゃいました。福祉委員みたいな方ですね。そういった制度でしっかり民生委員のサポーターをつくるというようなお考えはないか。

以上、女性の登用とそれからサポーターというような制度の考えはないか、お伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

健康福祉課長（田代 信忠君） 失礼します。まず、女性が少ないという御質問でございました。確かに民生委員、児童委員の選任に当たりましては、資格要件というのがございます。その趣旨にのっとり、男女比の極端な隔たりがないように留意してるところでございます。

女性の登用につきましては、相談、援助活動を行っていく上で、女性からの視点とか、細やかさ、また子育て家庭や児童との身近な共感性を有することが必要であることから、女性の積極的な登用に努めてまいっておりますが、まだまだ少ないのが現状でございます。

女性をふやしていくためにはどうしたらいいかということでございますけども、やはり地域住民に対しまして、こういった民生委員、児童委員の制度について周知徹底し、制度に対する理解とか、認識を深めることによって、男性だけではなく、女性の適任者の確保が努められるのではないかと。また、自治会などの地域組織と民生委員との十分な連携が、民生委員活動をスムーズにしていく上では重要ではないかと考えておりますので、この連携することによって、候補者の発掘も自治会を通して容易になるのではないかと考えております。

それから、負担の多い民生委員さんをどういうふうにサポートするかという方法ではございますけども、やはり、自治会と民生委員さん、そして福祉委員、この辺ではふれあい推進員とっておりますけども、そういった地域組織と民生委員との十分な連携が民生委員の負担を和らげる、また民生委員活動をスムーズにしていく上での最も重要なことではないかと考えております。民生委員さん、それと自治会長、ふれあい推進員さん、この三位一体という、これらの3人の連携が負担軽減にもつながるのではないかと考えています。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） それでは2番目の青少年の育成に対する施策について質問いたします。

心身ともに健康な青少年の育成は、町のこれからの未来のために欠くべからざる施策の一つと思います。次代を担う青少年に対する政策の基本的な考え方と町の取り組みの現状をまず質問いたします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 次代を担う青少年の育成、これは本町に限らず、国を挙げての喫緊の課題であろうという思いがございます。

先般の新聞に、大学卒の離職率が3割というのがあったと思います。やはり、現在の社会経済情勢の中で、自分が好きな仕事につけないということが大きな理由の一つであろうかなというふうに思っておりますし、やはりそこには人間性、いかに心身ともに健全に健やかに育つことができたかということが言えるんじゃないかなという思いがいたします。

そういう中で、我々としては、やはり義務教育までの15歳までの青少年をいかに健全に成長すかということが大きなポイントであるという認識の中で、これまでの町としての取り組みというのは、一番大きなものといえますが、青少年問題協議会という法に基づいた組織があります。そこでいろんな関係機関が集まっての情報交換、青少年育成の現状の取り組み、そういったものを踏まえて、各役割分担がございいますから、そこで実働部隊として活躍をすることによって、健全に青少年が育っていくという環境がありますが、教育委員会としては、やはり学校教育は当然のことなんですけど、社会教育の中において、青少年育成町民会議の民間有識者の組織がございいます。ここで学校の管轄外における児童生徒の成長を支援をしている。町民会議そのものは、きょう冒頭の行政報告でも申し上げましたが、健全育成の推進大会、やはり、あの大会の内容を見ていただきたいし、聞いていただきたいという思いがするところでございますが、本当に町一つになって、それがまた7つに分かれて地区会議というものが、小さなエリアの中で子供たちを見守っていったらというところが、やはり、これから義務教育が終わって、高校、大学あるいは社会という進出をしていく中で、一つの人間性のベースになってくれるだろうというふうに考えているところでございます。

それぞれ青少年育成センターの活動もございいます。また、学校教育の関係で言えば、毎学期ごとに生徒指導委員会を開催をいたしまして、学校間の連携、あるいはまた地域との連携もとっているところでございます。

現状における取り組みというのは、そういったものが主なものでございいますし、どうしても我々の業務の性格からして、15歳までが主体といえますが、ポイントになった取り組みであるということで、最初の回答にさせていただきたいと思っております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 国を挙げての喫緊の課題だというお話を伺いました。

今、学校を中心に15歳ぐらいまでを、特に主体的に支援しているというお話でした。15歳ぐらいまでは、学校、家庭、地域社会、その中で過ごしている子供たちを見守っていくというのは、もちろんとても大事なことですけれど、15歳から二十ぐらいまでというのは、すごい心が動く微妙な年ごろで、そのあたりの応援施策がちょっとないのかなというふうに、私、余りないんじゃないかなと私は思っております。

学校や職場、そして家庭で居場所を見つけることができずに引きこもりや非行に走る不幸な青少年が少なからずいるのが現状です。そういった青少年たちの立ち直りを支援するために具体的な支援策として、ボランティアのメニューを用意したり、仕事の体験ができるように企業の協力を取りついたり、公民館や児童館に居場所を確保して、学習支援や音楽、ダンスなど、エネルギーを発散したり、自分の得意分野を見つける設定をするなど取り組んでいる自治体もあります。

自分に自信をつけ、次代を担う誇りと使命を育成していくような青少年の育ちを支援していく政策は、これから考える予定があるか、ないか、そのあたりをお聞きいたします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 自信をつける政策、義務教育の中で、学校教育を中心に、やはり自分にいいところがあるというような、全国学力学習状況調査の質問紙の中にそういう設問があって、さきの9月議会でもお話をしたと思っておりますが、かなり町内の児童生徒にあつては、そういった思いが強い。県よりも、全国よりも高いところにあると。これは望ましい姿でもありますが、高校に行って、高校生の調査、これは全国的なものなんですけど、この4月ぐらいに発表があったと思いますが、高校生は出世を望まない。50%を超えて50数%の高校生が出世を望まないと。

やはり、出世が一番というわけじゃないんですけど、自分が社会の中に出て、どれだけのことがしたいか、どれだけのことをするか、できるか。そういう気持ちがあれば、当然、やはり勉強も全てのことに努力をしようと思えます。でも、負けてしまうと行ったらおかしいですけど、社会の流れに身を任せて、何とか生きればよいというふう考えることは、やはり、大きな挫折に遭うとそこでつまづいてしまう。それが先ほどおっしゃったように、引きこもりになったりとか、非行に走るとか、そういうことにもつながっていく。

そこを何とか、行政あるいはまた社会の目で見守りができないか、支援ができないかということですから、教育委員会だけじゃなくて、やはり町全体、県全体、国全体で考えなければいけない問題であろうと思います。本当に人数的には少ないという状況の中にあるかもしれませんが、少なければよいというもんじゃなくて、やはり人間として生を受けた以上、やはり真っ当に生きていくのが幸せであろうと思いますし、その道を与えるというか、やはり、いろんな形で、今は、社会を挙げて支援をしていかなければならない。じゃあ、町として何ができるか。やはり今の時点で、9月の議会でも申し上げましたように、これという方法、手段を持ち合わせてるわけではございませんが、本当に気持ちの面では、そういった人、少年、青少年のサポートをしなければという気持ちはございます。

ある事例なんですけど、中学校を出て、問題がある子がいたと仮定をしますと、その子についてのケース会議と言いますか、いろんな関係機関が集まって、見守りをしていく上での情報交換、そういったことは今でも開催をして、バックアップできるようにというような体制はございます。

今後のやはり課題として、先進事例等も参考にしながら、できることから始めなければならぬという思いでございますので、御提案がございましたら、またお聞きをしたいと思えます。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 今、しっかり教育長さんの考え方をお伺いいたしました。青少

年の育成は家庭の問題でもあり、個人の問題という面もありますが、人は出会いによって変わることはできます。人との出会いとか、仕事の出会いとか、好きなことへの出会いとか、出会いを用意することができるのが地域の力であり、行政の仕事でもあると思います。

先ほど、地方青少年問題協議会法の話をされましたけれど、その中に青少年の指導育成保護及び矯正に関する総合的な施策の樹立につき必要な重要事項の調査審議を青少年問題協議会に求めています。そういったように、行政の仕事はライフラインの整備だったり、各種の自立支援など、本当に生活を支える大きなとりででもあると思います。そういった観点で、少子化が進む中、青少年の一人一人が大切な町の担い手ですので、町全体で、国全体で青少年の育成に力を注ぎ、温かく見守る体制づくりを期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（福田 洋明君） 答弁いいですか。

議員（8番 細田留美子さん） はい。

.....
議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） それでは、一応、本町の財産有効利用についてと、そして、その1として土地の有効利用について、町長と教育長の率直な意見をお聞きしますので、よろしくお願いたします。

一応、土地の有効利用について。どのような理由で、町が取得したかわからないが、3,000万円の価値がある旧ゴルフ場開発予定地の広い土地、原野、山林、雑種地ほかを、そのままずっとほっとくだけだったら、土地は荒れてしまい、人が入れなくなるのではありませんか。これを開発や転売して、有効に利用する考えはありませんか。

ほかに、このような未使用の土地は平生町内にあるのですか。それと、本町にこのような土地全て、年間どのぐらいの維持管理費がかかっているのですか。

それで、学校周辺の町有地やこのような土地、山林ほかを学校の課外授業として利用し、ふるさと平生を大事にし、少年時代の思い出づくりに有効に利用する考えはないのでしょうか。町長と教育長の率直な意見をお聞かせください。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 最初に、土地の有効利用に関連をして、旧ゴルフ場予定地跡地の対応についての御質問でございます。

御承知のように、以前は、昭和63年ごろからゴルフ場の建設計画が持ち上がって、計画途中でそのゴルフ場の計画そのものは、経済情勢等の変化もあって、休眠状態ということになりました。その後、民間企業がこれを所有しておりまして、73万平米の土地でございまして、これが処分されるということになって、町としても、環境保全、地域住民のいろんな不安がありました

ので、これらを払拭するために、平成13年の8月に土地開発基金によって土地を取得をいたしました。平成13年6月定例会で、御議決をいただいて実施をいたしております。

この状況は、御存じのように、今管理がされておられません。雑木が繁茂して荒廃している状況が現在の状況であります。ただ、問題点がこの土地はございまして、保安林、ため池等々が点在をいたしております。また、地形的にもかなり起伏がございまして、開発をするには、かなりの造成費用も必要になってくる。しかも虫食い状態で土地が点在をいたしておりますので、これを一団の土地として、なかなか活用できないという部分もございまして、これを開発ということになると相当な困難が伴うということもございまして、その後、民間企業から買い受けの申し込みがありましたけれども、いろいろ、これは議会とも協議をいたしまして、結局白紙に戻して今日に至っておりますという状況です。

したがって、今、町で具体的にこの開発計画等を持っておるわけではありませんが、現時点におきましては、総合計画の基本構想の5章にありますように、土地利用構想に基づいて、有効な土地利用を推進するため、森林地域として、国土保全、災害防止など多面的機能の維持につながる土地の活用を考えておきまして、当初の目的からいたしましても、今の時点で転売をするということは考えていないわけでありまして、

具体的な今後の活用方法等について、検討に入れる段階になりましたら、改めてまた議会とも連携をしながら、町の活性化につながるように、あるいは町民のメリットになるように努力をしていかなければいけないというふうにご考えているところでございます。

そして、その他の未利用の土地はあるかということもございまして、旧曾根の保育園跡地、それから旧吉原住宅の跡地など、売り払いを予定をしている土地等は、今管理をさせていただいております。これらの維持管理については、年間10万円から15万円程度というふうにご認識をいたしております。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 学校周辺の未利用の土地等、学校の課外授業に使う考えはないかという御質問でございます。

今、学校農園の取り組みということにつきましては、佐賀小においては、先般もイノシシが出るんじゃないかというふうな御意見もいただいておりますグラウンドの横の農地を借り上げて、ここでタマネギとか、ジャガイモなどの野菜を栽培をしております。とれた野菜は、給食の食材にしたり、理科実験にしたり、また地域のボランティアの方々と一緒にカレーパーティーというような形で、一緒にその食材を使って食事をとるといったような状況の中で、学校農園としての取り組みが一番顕著なところかなというふうに思います。

平生小学校においても、過去、今、幼稚園の駐車場になっておりますが、その土地を使って、

サツマイモの収穫をしておりました。

近年、学習指導要領等の改定等で、なかなかそういったゆとり学習から考え方が変わってきて、総合的な学習の時間がなかなかとりづらい。授業時数の確保に、本当学校としても困っておるといような状況の中にあって、学校農園としての取り組みは、今、平生小学校にはありませんが、その代替措置として、ポットやプランターを使って野菜を栽培をして、やはり植物を育てるっていう情操教育のシステムもありますけど、子供たちにそういう気持ちを植えつけておるといような状況でございます。

なかなか、そういう自然を利用した課外授業というものが、昔、我々の時代に比べると非常に少なくなっているのが実態でございますから、今後方向づけとして、そうなるかといえば、なかなかそこは難しいんじゃないかなろうかというのが、現状における考えでございます。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 一応、今、町長言われました、環境の保全がどうじゃこうじゃ言われましたけど、平成22年の平生町総合計画審議会というものです、耕作放棄地の縮減に向け、不在者地主は地元へ管理人を置くことを義務づけ、管理できない場合は、過料を徴収して行政が管理するというルールをつくってはどうかと、こういういろんな意見も出たんですよ。それと、田布施町の桜まつりは活気づいている。平生町にも桜やツバキ、または町の花木であるツツジなどを毎年計画的に植えていき、そこで祭りを行ったらどうですか。それと、交流人口をふやす方法として、既存施設の有効利用を考えてもらいたい。ということは、平生町総合計画審議会の22年度の意見でいろいろ出てます。こういう農地が荒れた分をルールつくって、罰金はどうじゃこうじゃ、いろいろ、そういう意見が出てるんですよ。それを町があえて、これを右へ倣えしてるわけね。荒らしたるわけでしょう。極端に言ったら、60何年に買い取って、そのままずっとほったらかしとるちゅうことは、これに当てはまるわけやね。

だから、こういう意見が町民は出てくるんですよ。出てきて、町も、右へ倣えの人たちが、町はきちっと整備していますよ、やっぱり、地元もやってくださいということと言えるわけ。町がやってなかったら、何も言えんわけ、はっきり言って。

だから、そういう地域の人から、そういういろんな話が出てるんだ、はっきり言ってね。だから、町民はそれぞれいろいろアイデア出してるんですよ。だから、平生町の職員さんもね、この前、質問したように、第4の人材って、優秀な人材いるんですからね。いろいろこういうアイデアが、僕は出てもいいと思うんよ。出てね、やれんなら、やれんでもいいですよ。やはり、そういう話が少しでも出てきて、単純に財政が厳しいからと言われますけど、極端に言ったら、現状維持以外には何もやらないでは、平生町ははっきり言って、町長が船長やから、平生丸は沈没しますよ。僕らその船に乗るとるんじゃから。だから、そういうアイデアをどんどん出して、実行

できるかできんか、それはええんですよ。そういうのがどんどん出てくるシステムに、行政もそれをやってもらいたいわけ。だから、皆さんもこういうふうに考えて、いろんなアイデアも出して。行政もこういうアイデアがありますよ。しかし、こう、こう、こうですよ。

今言われたように、土地開発、ゴルフ場の跡はちょっと厳しい、どうじゃこうじゃ言われますけど、僕自身は単純に、現場、なかなか僕もよう見きらなかったけど、ゴルフ場開発のあれは、開発って書いてあるから、ある程度はそういうすばらしい土地かと思ったんですよ。だから、そういうのを、ずっとほっとく自体も僕はいけないと思いますし、これに関しては、今、町長ちょっとね、行政も考えて、僕らも考えますよ。行政も考えて、そういうすばらしい人材がおるんじやから。だから、この件に関して、町長、再度意見聞かせてください。

それと教育長に関して、私も、佐世保の中学校のころね、毎年春と秋ですか、中学1年で、あのころは、僕ら学校林ちゅうのがあったんですよ。弁当ぶら下げて1日、だから、中学3年間やったら6回行ったんですよ。だから、そういうね、子供に、今そりゃ、今の義務教育は時間が少のうなった。今言うように、学校どうじゃこうじゃ言われますけど、しかし、プラスアルファ、そういうゆとりがあるの、少しでもやっぱ考えてもらいたいわけ、はっきり言って。

それで平生小学校の横にも寄附された土地があるでしょう。あれ単純に見とったら、草を、シルバー人材センターが草を刈って、また生えたら草を刈る。極端に言ったら、学校の横やからね、子供らが1年間通じているんな観賞、いろんなできるんですよ。1年間は、農作物はこうできるよ、こういうの、そういう勉強もできるし、草が生えとった、グラウンドで遊びよったら、草が生えちよるから、草をむしろうかって、そういう考えも出てくるかもわからん。

それを佐賀小は、今言われたように、カレーライスつくったりする。それなら平生小もそういうことをね、目の前にあるんじやからな、はっきり言って、遊んだ土地が。だから、そういうのもね、やはり、今の世の中ちゅうか、僕らの昔の時代とそりゃ違うかもわからんけど、やはり今回、きのうですか、佐賀小の子供、炭焼き出したけど、やっぱり、あんなものすごい喜ぶますよ。だから、そういう課外授業でも、遠くへ行くんじゃないんじやから。そういうの、僕の一言で考えてもらいたいし、僕らの中学校のときも1時間以上歩いて、弁当下げて行ってました。

今、町長さんが言われてるように、ゴルフ場開発、どうしようもできませんよと。1回きちっと維持管理ばあっと町がやってみたら、あとちょっと中学生、ちょっと、ああいう町の施設あるよと。あんたら、ちょっと春夏1回そういうふうに町有林をちょっと見学してきちんとせんかと。そういうのも一言、僕はあってもいいと思う。だから、何もできません、何もできませんやったら、何もできんわけ。だから、やはり物事は、僕はいつも思うんじやけど、もう実行あるのみと思う。実行して、それでだめやったら、それをまた検討して、こうこうこうで、こう改善しますよと。そりゃあ、企業と行政は違うかもわからんけど、やはりそういうことを一つでも皆さんに、

僕考えてもらいたいわけ。はっきり言って。だから、これに関して、町長と教育長の御意見お聞かせください。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 土地の有効利用についてどうなのかと、今、計画はあるかという話ですから、現在は、現時点においては、町として具体的な開発計画は持っておりませんという答弁をさせていただきました。

今までに町として、おっしゃるように何もせんかったわけではありません。町として具体的な、これは13年に土地を購入したというふうに申し上げまして、15年には研究会を立ち上げて、ここに当時の土地町有土地利用整備計画ちゅうのを、これは町でつくらせました。検討させて、平生町土地利用研究会を設定をしまして、いわゆる通称「ぶちええビレッジのんた村」という構想を実際に立ち上げて、これの中身は、あそこを利用した自然公園、交流施設、レクリエーション施設、飲食施設等々、自然を活用して、自然と親しむことができる施設を基本に、楽しみ、味わい、そして触れ合う拠点となる個性ある施設整備を目指すということで、事業費の算出も当時やりました、約、当時は30億円程度の事業費ということで算定もさせていただいておりますが、具体的には、この建設計画を当時のちょうど合併協議会等がございましたので、平生町の新市建設計画にこれを上げてもらうようにということでの具体的な取り組みを進めてきた経緯もあります。

したがって、買うたまま何もしないで来ておるといことではないんでありまして、その後も先ほど言いましたように、民間のほうから引き合いがあったりというようなことで、いろいろ協議をしましたが、何せ、まだ現状は、先ほど言いましたように、大変難しい土地になっていることは事実です。したがって、この辺を踏まえて、これからもどういう形でこれを活用していけるかと。これは引き続き検討をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） プラスアルファのゆとりあるものを考えてほしいという御質問がございました。学校がそういったこと、佐賀小はいいんですけど、平生小が農園じゃなくて、ポット等に代替措置としてやっているということについては、やはり、学校の規模的なものもあろうかというふうに思います。それぞれ一人一人のエリアを確保しようとすれば、かなり大きな土地が要るし、また、じゃあ、その管理はどうなるのかという大きな問題もありますし、一つの作業をしたとしても、本当にたくさんの人数でやる場合には、その趣旨目的に沿った活動ができない児童も出てくるということも想定をされます。ただ、植えるとき、収穫のときだけ農園に出るだけでは、やはり目的が達せないというようなこともあって、恐らく違う方法、手段に変えたんじゃないかなという思いもしておりますし、今、うれしいことに町民会議の地区会議が主体となって、

地域が子供たちに自然体験学習という形で、いろんな農作物を一緒につくって、その収穫を祝うというような行事もございます。町民会議だけじゃなくて、やぶのおやじの会とか、尾国の自治会の協議会とか、そういったところで、三世代交流ということを含言葉にいろんな活動をしてもらっています。これが学校教育の補完的な役割を果たしているし、子供たちが地域と結ばれる、本当に、今いい手段になっているというふうに考えるとでございますから、学校でもできればいいんですけど、それよりか、やはり、もっと違うところでそういう場があることにおいて、そちらのほうに今お願いをしておるという状況でもございます。

また、学校林の関係のお話もございましたが、今、小学校5年生が宿泊学習として、徳地青少年自然の家、これ平生小です。佐賀小は由宇の青少年自然の家、平生中1年は十種ヶ峰の青少年自然の家で自然体験活動を学期の行事として組み込んで、やはり自然に親しむ心の成長ということを目的に取り組みを行っておりますので、現状、御提案は承りますが、即それを行動に移すということは、これからの協議によるんじゃないかなというふうに思うところでございます。議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 一応、今、教育長の考えでね、極端に言ったら、もう地域でやっているというような考えだったんですね。地域で、僕も7地区いろいろ、やっぱり、やることはどんどんやるわけ。同じ平生の児童でも差がついてくるわけ。だから、全体じゃなしに、僕は極端に言ったら、佐賀小は炭焼きは6年やってますよ。ああいう1年通じて、そういう農作業ちゅうか、それは平生小やったら、5年生は5年生をやろうと。学年を決めてやれば、僕はできんことはないと思います。これはええとして。

それで、もう1つは、今のゴルフ場跡地に関して、一応僕の考え、ちょっと町長聞いてください。そして、後で町長の考えをよろしくお願いします。

岩国市は、あそこに墓地公園があるんですよ。岩国市は、そこそこに一応墓地公園があります。見て回ったら。今言うように、ゴルフ場もあれだけの大きな、この土地開発の土地見たら90何%はこの土地なんですね。だから、それを有効利用するなり、それは、開発費がかなりそりゃかかるかもわからん。今言われたように。開発費がかかって、それを回収するために、極端に言ったら、平生町民だったら幾らで貸し出すよ、それで町外の人は幾らで貸し出す。そういう計算して、何年でこれが回収できるかと、そういう計算を僕してもいいと思う。だから、そういう計算で、これやったら、10年ぐらいで全部もとをとってあれするわと。だから、そうやったら、そういうふうに、その墓地公園いろんなそういう開発やったら、僕はどうやろうかと。そういうのをね、いろんな計算して、こうこうですよ、こういう開発はこれだけかかる、それで回収するのはこれですよという、そういうのをね、いろんな審議会いろいろあるんでしょ。そういう審議会にかけて、いろんな話を僕はやってもらえないかと。

それと、もう1つ、大野コミュニティセンターの隣接する裏もありますよね。今、農協倉庫が建ったような、何か知らないけど。そして裏は草ぼうぼう。極端に言ったら、あれはどういうつもりで、ただ単なる駐車場にするんか、それとも、あそこにある今農協倉庫は潰すんか。それで大野コミュニティは、こっちにも広いグラウンド、土地、いろいろあるんですけど、わざわざ向こうに、農協から買ったか、僕は知らないけど、裏側の隣接地ね。あれもやっぱ800万円近くで買い取ってますよね。だから、そういうのを何の目的でそれを買って、今の建物はどうするんか。

それと、今、町有地のことでいろいろ、町長さっき言われたように、旧町営住宅の跡地ね、旧曽根保育園の跡地、これも2,400万円、1,200万円でいろいろ出してますよね。それで、いろんなホームページで見よっても、1年間ずっとやっとして、今月の5日にも、まだ、こういうホームページになってるちゅうことは、全然売れてないわけね。だからこれを、また、このままずっと同じ状況で、このまましていくんか。それで1年間ホームページに流しても全然売れない。それやったら、極端に言うたら、半値でたたき売るんか。それとも、いや、これはやめて、町で何かいろんな計画をするんか。そういう考えがあるか、最後にきちっと説明よろしく願います。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後2時10分といたします。

午後1時57分休憩

.....
午後2時10分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 私のほうからは、旧ゴルフ場の跡地の活用について、墓地公園という、今御提案もありました。一つのアイデアだと思いますし、先ほど言いました、いろいろ開発計画を町で、特に若手のメンバーを中心に企画チームをつかってこの検討をさせましたけれども、その前段で、実は墓地公園に何とかできないかという構想も、当時検討させていただきました。いろいろ検討した結果、なかなかいろんな条件が、なかなか当時はそろえることができないというようなことで、結局こうした利用整備計画を策定をさせていただいたという経緯でございます。なかなか困難な部分もありますので、その点については御理解をお願いしたいと思います。

それから、コミュニティのところは教育委員会のほうでお願いをいたしたいと思っておりますし、あと、旧曽根保育園跡地と吉原住宅の関係につきましては、総合政策課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 大野コミュニティセンター隣接地の土地の件でございますが、もともとあの一角は大野小学校の跡地でありました。昭和40年前後から町のパイロット事業としてミカンの栽培が推奨されて、宇佐木から尾国までの山がミカン一色に染まったというような状況の中で、あの跡地を農協に処分をして、ミカン倉庫を建てられた。そのミカン倉庫が今、残っておるわけでございます。それを公民館の利用者等が若干利用しておりますが、ツタが絡まって、もう見るに見かねない状態というような状況でございます。その隣接の建物を解体して更地になりましたけど、今は雑草が繁茂してる状況でございます。

今後、この土地等について、有効利用をしていくということを考えますと、倉庫が建ってるのは町が買い戻しております。町の土地になってます。そういう進入路の関係とかいろんな条件がありまして、なかなか民間に処分できない。現状の更地になった土地もそういう性格のものでございますから、一体的な利用を考えて今、おるところでございますが、土地の所有者の意向もございまして、今、こうしたい、ああしたいということは控えさせていただきたいと思います。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） それでは、お答えいたしたいと思います。

旧曽根保育園跡地と旧吉原町営住宅跡地でございますが、売り払いを予定している土地でございまして、町報やホームページにおいて、売り払いの告示をいたしまして、取り組んでこれまでまいりました。

結果的には、旧吉原町営住宅跡地につきましては、2筆ありますうちの1筆は売却できまして、現在住宅が建っておりますが、1筆は残っている状況でございます。それで、この土地でございますが、電話等による引き合いがございました。しかし、結果的には応札に至っておりませず、現状のままでございます。

売り払いに関しましては、毎年度、売買実例等を参考に、その時点で算定できる適正価格で払い下げることとしておりますので、安易に安く売るとか、そういうことはいたす予定ではございません。

現在、その土地につきましては、具体的な利用計画がない状況でございます。今後のまちづくりの中で、その2つの土地につきまして具体的な利用計画等ができましたら、その時点でまた検討したいと考えております。以上です。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） それじゃ、今の件、よろしくお願ひいたします。

それで、一応2番目として、附属機関などについて。一つとして、審議会・協議会などについて、一応町長にお聞きします。

一応、条例などで決められて審議会、審議会の中で、先ほど午前中に質問がありました平生町

都市計画審議会も一応含んでいますけど、こういう協議会らを多数立ち上げられていますけど、これらの機関全て本町のための審議会・協議会として機能しているのですか。その実態を、町長の考え及び意見をお聞かせください。

それと、先ほど、何か条例でどうじゃこうじゃ言われましたけど、平生町の条例で、各審議会、各協議会の組織や規則らを現実の時代に合ったものに、その都度全て変更、改正できるのかをお聞かせください。よろしくをお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 附属機関等についてで、審議会・協議会等についてということでございます。

まず、附属機関等につきましては、行政執行の前提として、意思決定を行う審議会等の附属機関と、意見聴取や情報取得など行政執行の補助を行う懇談会、協議会、こういった形の2つのパターンがあると思います。いずれも町行政を推進していく上では重要な役割を担っておりますが、附属機関の、今申し上げました審議会につきましては、本町では26機関、今ございます。それぞれ、先ほどもありましたように、都市計画審議会等含めて審議会が26ということになっておりまして、そしてまた、協議会、懇談会等につきましては16機関ということ、俗に協議会等々含めて16機関ございます。それぞれの役割というものを担っておりますし、重要な行政執行上の役割を果たしておると認識をいたしております。

また、条例で、それぞれ時代に合ったのに、その都度変更ができるのかということでございますが、附属機関につきましては、法律で決められている内容については、これは法律あるいは政令で定められておる内容については、これは、それに基づいて条例で決めさせていただいておりますから、それを変えて条例でまた変更というわけにはなかなかいきません。

例えば都市計画審議会の場合で言えば、組織運営等に関しては必要な事項は政令で定める。その基準に従って市町村の条例で定めるといふふうになっておりますから、やっぱり政令の範囲の中で、それぞれ条例でいろいろ定めていくということになるかと思っております。

そういう中で条例が果たす役割というものも、今御指摘いただきましたように、全て条例で規定をしていけるかということがございますが、そういった制約があるということも御承知おきいただきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 一応、今、町長言われるように、各審議会は有効に利用してるちゅうことですね。それだったら、いろいろ各審議会の一応条例いろいろ見よったら、各審議会の条例では、委員の任期は2年で、会長、副会長を委員から選考するというのを決めて、会議は会長が招集するというようにしてありますので、開こうが開かまいが毎年2年後にはこういう委

員会できちんと名簿をつくってるちゅうことですね。そうせんば、いつ、町長のすごい、いろんなあった場合には、いざ開こうと思ったらなかなか開けませんよね。

そして、今言われるように一つの例として、平生都市計画審議会にしても、間近な開催日は平成20年3月13日なんですね。これも町長の諮問案件があった場合に開催となっていますけど、極端に言ったら、これから、20年3月13日から今は25年か、ということは、委員を2年任期ちゅうたら、何もしないで2年間、ころころ委員がかわったということなんですかね。

それと、平成22年の平生町総合計画審議会の審議内容でも、都市計画を見直してほしい。現在は、農業を行いたくても農地ばかりで農業振興地域になっている。また、都市計画地域内にある農地についても荒らすことはルール違反とし、条例をつくってあれば罰則の規定を設けてほしいと、こういろいろ書かれているんですよ。

それと、先ほど言われましたように、条例を変えられん、いろいろ言われましたけど、この用途地区変更について、従来あった文教地域や特別工業地域、中高層住宅専用地、商業等特別地域は、地域の実情に的確に対応したまちづくりを推進するために地方公共団体が各都市計画で柔軟に決定することになったということで、これは平成10年5月29日に一応出てるんですね。

それと、県に関しても、これは23年の11月24日かな、この都度、平生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更、山口県決定って、こうあるんですよ。このほど人口減少や少子化など社会情勢の変化に応じた集約型の都市づくりの実現や都市防災の取り組みの推進を図るため、本都市計画区域の整備、開発、保全の方針を変更しようとするものですっていうのも、ここ書かれてますよね、はっきり言って。

それと、先ほど、朝ちょっと述べられました都市計画整備開発方針って、これは24年の3月、平生町で開催されましたけど、この中にも、都市間の連携や産業の振興を支える都市ネットワークの形成を図って一応書かれているし、そして、区域区分の決定の有無についても、本都市計画区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は、本区域の開発力、それほど強くない、人口・世帯数も減少傾向にあることなどから、市街地拡大の可能性も低いと考えるためとも書いてありますし、そして、住居、商業、工業系らの用途地域に応じた適切な土地利用の誘導を図るとも一応書かれてるんですよ。

だから、こういうことをいろいろ書かれているんだから、平生町でもこういう都市計画って、いろんな話し合い、いろんな審議会を開いて、こういうのができるんじゃないかなって僕自身、思ってるんですね。

だから、最後の都市計画開かれた後、2回も3回もこういういろんなことが出ているのに、審議会が開催されていないということは、機能していないのと同じじゃないですかね。だから、僕はそれを一応お聞きしたいんですよ。よろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 都市計画審議会、確かに最近の開催はされておられません。町長の諮問を行っていないということもあるわけではありますが、これまで、例えば下水道区域の変更とか、その前、ちょうど20年のころは都市計画税の導入に向けてというようなことで、いろいろ審議会でも協議をいただいた経緯もございますし、区域の変更等についても用途区域の見直しということで、これも平成20年に行っているところであります。

これらの審議会の審議を経て決定をさせていただいておる経過というのは、これは確かにあるわけございまして、今、現実には、御指摘ありましたように、今のところ都市計画の審議会の開催をいたしておりませんが、都市計画の変更が具体的に必要性が出てきたときには、町長が諮問をしていくということになって、審議会を開催をしていただくということになろうと思っております。（発言する者あり）

建設課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 藤田建設課長。

建設課長（藤田 衛君） 先ほど、久保議員のほうから御質問がありましたように、都市計画審議会の最終の開催日が平成20年の3月13日ということで、それ以降、開催をいたしていないというところでございます。実質的には、この審議会の委員というのも、もう任期が2年間ということで任期切れということになっておるところでございますけれど、やはりまた、今後10年、20年先の都市計画を見据えた平生町の都市計画はどうあるべきかなというときに、条例に基づく都市計画審議会を開催するということになるのかと。そのときには、やはりきちっとした審議会の、総務課のほうでつくっております平生町審議会の設置及び公開に関する要綱にもありますように、広く住民の声を審議会等に反映させるための委員の構成というものを検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） だから、おかしいんじゃないですか。単純に僕は、この審議会機能してるかって聞いとるんじゃないから、極端に言ったら、委員を決めんっていうことは、町長の諮問機関で会長が議会を招集すると。っていうことは、委員を決めんっていうことは、もう全然もう眠ってるっていうことやね。何かあったときだけ立ち上げて、そこで委員を任命してやるということやな。ということは、あってもないでもいいような審議会ですね、僕らに言わせたら。そうじゃないですか、はっきり言って。

ほで、一応私らも、産業文教委員会で、閉会中の調査の件でずっと企業さんを、工友会を回ったんですよ。それで、そこでいろいろ言われたのが、今言うように、都市計画のあれで、工場を広げたいけどだめと。それで、単純に、これ私個人の考えで、町長がどういう考えで回答できる

か知らないけど、新しい工場をつくるんやったら、僕はそれでもいいと思うわけ。極端に言ったら、今ある工場を、少し自分の土地があれば増設しようやと。いや、それもだめですよと。ほんで、そんなんやったら、今、田布施、平生に関しては水道料金も高いんですよ。最終的には、工場が撤退したら、これ誰が責任とるわけ。極端に言ったら、雇用も全然ゼロになるよ、はっきり言って。工場も広げたいけど、そういうあれでだめだし、ああもう水道料金も高い、そんならどこかよそに土地があったら安いところ行くかと。そこで、極端に言ったら、今の工場やったら自分の土地には、条例でこういう増設していいです。そしたら、雇用が1人でも2人でもふえるわけ、はっきり言って。今の現状やったら、もう最終的には、工場は撤退していただきたい感じなんですよ。

だから、そういうことで、極端に言ったら、こういう条例を変えられんかと。それは、行政、おたくら言うのわかるんです、それはね。今、都市計画どうじゃこうじゃ。それ、現在あるところをあれしよるわけやからね。新しい工場は、それは無理よ、はっきり言って。だから、ある程度やはりそれぞれ平生町で頑張って雇用したり、税金払ってくれる会社やから、ある程度そういうことを抜け道、いろんなことをやっぱアドバイスいろいろやってやって、ほで、少しでも平生町が活性化できれば、僕はそれはそれでいいと思うんよ。

だから、この前、7社いろいろ回ったけど、数社はそういうこと言われるし、最終的には、本当水道料金も高いんですよ。それは絶対撤退しますよ。撤退して、今言うように、朝からいろいろ皆さんは質問してるけど、極端に言ったら、農業いろんなあれも、みんな耕作放棄地で全然だめになったと。では、平生町どうなるんですか。だから、今現状の、そういう平生町のために頑張ってる、平生工友会で頑張ってる7社でもそういう考えもあるんやったら、それなりにやっぱ対応して、極端に言ったら、審議会をその都度、やはり2年に一遍、委員を決めてやるんやったら、2年に一遍、そういう話を町長の諮問で、「おい、ちょっと来い。2年に一遍、ちょっと一回話してみいや。」と。そういうことも立ち上げて僕はいいいんじゃないかと。それすらないんやったら結局何もありませんよ。

だから、今、それでこういうふうに、平生町都市計画で、24年3月ありましたよね。これは、僕ら自身聞いても、本当10名おるかおらんか。ほいで、今まで平生都市計画審議会に委員でおられた人が聞きに来たかって、恐らく聞きに来とらんと思う。だから、単純に充て職でぼこっとやって、こうやって、その都度、諮問があったら立ち上げて。それやったら、僕は意味がない。やはりそれなりにやっぱ都市計画の、そういういろんな審議会やったら、そういう人の勉強させて、そしてある程度して、そして反対に、町長、こういうことあるけど、今回は町長、審議会を設けてくれんかと。そういうことも逆にあってもいいんじゃないですかね。

極端に言ったら、最終的には平生町のためですよ。だから、それを、どういう考えを持つとる

か。最終的には本当、工場撤退したら、これ誰が責任とる。もうそれは、もう都市計画だからし
ようがないわって、それで終わりですか。雇用が1人でもふえるんですよ、平生町に。それで、
財政もふえるわけ、工場増設したら。

だから、そういうあれを、柔軟な、そういう平生町独自である程度いろんな情報、あちこち見
よったけど、それに合うたような柔軟な考えでやってもいいようなことも書いてあるんですよ。
だから、そういういろんな条件を、いろいろ皆さんも勉強して、これやったらこうしようよ。そ
ういう話があっても僕はいいと思うし、そういう回答が出てきてもいいわけ。ただ、質問したか
ら回答する。そのときだけ言うて、後は知らんと。そういう考えは、僕は余りよくないし、これ
は本当ずっと考えてもらわんばいかん。それで、一步でも前進してもらわな、はっきり言って、
だから。やれることは、恐らくこれは、僕やれると思いますよ。こういういろいろ調べよったら。
最初から何事もできんできんじゃなしに、こういうこと検討して、こういうことを今回全員集め
て一回やりましょうと。久保さん、そんなら一回、今度は一緒に話し合っってやりましょうと。だ
から僕も、どんどん話し合いの場に行きますので、だから、町長、考えよろしくをお願いします。
最後の質問ですので、はっきりきちっとお願いしますよ。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 工場と、特に住宅の関係のことをおっしゃってるんだらうというふうに
思っております。どういう経緯で用途区域設定のときに、その既存の企業との関係でそういう線
引きが行われたか、その辺は定かではありませんけれども、現実問題として、先ほど言いました
ように、その地域の中における、それぞれの業種の設定が行われていくわけですが、企業の性格
によっては、きょう、先ほど藤田課長が説明しましたように、一定の中で混在をしていくケー
スもあります。

そして、現実に関、いろいろ問題が出てきた場合には、その都度、今、具体的に町としても、
これはできませんからこうしてくださいとかっていうんじゃないし、どうすればその企業の意向
が少しでも反映していけるかと。これは真剣に企業とも協議をして、了解をいただいて対応させ
ていただいておりますという現状ですから、今すぐ、ここで都市計画審議会を開催をして決定の変更
を、用途区域、線引きの変更をしなきゃならんという状況には、今日はないというふうに判断を
いたしております。しっかり現実の課題に対応できるような、そういう意味では行政が柔軟に企
業とも話をしながら今までもやってきたし、これからもやっていけるというふうに思っておりま
す。

.....

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） それでは、通告書に従って質問させていただきます。

1つ目の質問の平生町森林整備計画についてですが、これは、議長のほうに届け出を出させていただき、取り下げましたので、次の質問に移ります。

次の質問は、若者就労支援についてです。

2011年の民間団体による全国調査によると、全国の引きこもっている人は、ちょっとこれ幅があるんですが、50万人から100万人いると推定されています。これを山口県に人口割で当てはめてみると、最低でも5,000人の方が引きこもっていると推定されています。

平成18年度に秋田県藤里町社会福祉協議会では、引きこもり者の調査をしました。そして、秋田県藤里町は人口4,000人ほどの町なんですけど、約100人いらっしゃいました。平生町にも人口割で考えると、推定ですが、50人ほどの引きこもりの方がいると推測されますが、実態調査を行う必要があるのではないのでしょうか。よろしく申し上げます、御答弁。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 若者就労支援に関連をして、引きこもりの実態調査についてということでの御質問でございます。

先ほどからいろいろ出ておりますが、引きこもりということで、いろんな原因はあると思っておりますが、この一つの現象を指している言葉だというふうに受けとめております。期間としては半年以上、学校や職場に行かず、家族以外と親密な関係が持てない状況を指しているというふうに言われております。

厚労省の平成22年度調査によりますと、全国で50万から100万人、先ほど御指摘ありましたように、山口県では5,000人ぐらいというふうに推計されておるようでございまして、柳井圏域では約300人ぐらいというふうに推計が出ておるようです。柳井圏域が全体で7万人ということですから、御指摘のように、それで平生町をカウントしますと、約50人という数字上の推計上はそういう形になるかというふうに思っております。

御指摘のように、まずは実態を調査しなければいけないということで、この実態把握をしていかなければならないということになるわけでございますが、ちょうど今年度から、御承知のように、先般9月補正で議決をいただきました安心生活基盤構築事業の取り組みを行ってまいります。これは、山口県では唯一平生町だけが、これ実施をしていくわけですが、孤立防止のための地域の実態把握と支援、これを、この中の事業がございまして。したがって、特に、なかなか表になかなかあらわれない事象でありますだけに、いろいろな方々の御協力、地域の皆さん、教育機関、不登校、引きこもり等で孤立している方の実態把握ということでもありますから、こうした方々の協力と連携をしながら、抜け漏れのない実態把握事業としてこれを実施をしていかなければいけないというふうに思っております。

この計画は、これ予算的にも、今、議決をいただきましたけれども、国が100%見る事業で

ございまして、しっかりこれを活用して、町としても、そのほか事業いろいろありますけれども、この引きこもりとの関係でいいますと、こういった孤立防止のための実態把握ということで取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） 9月の補正の安心生活基盤構築事業で調査を行うということで御答弁いただき、ちょっと聞いて安心したところです。

しかしながら、柳井地域は引きこもり対策に関しては少し弱い地域です。山口県が出している引きこもりに関するリーフレットがあるんですが、引きこもり対策には、まず家族の理解と適切な対応が回復の第一歩だと書いてあります。

現在、柳井地域は、この後ろに書いてあるんですが、柳井健康福祉センターにて、引きこもりに対する相談や家族教室、家族会などを行って、家庭内を和らいた雰囲気にし、引きこもりの本人をリラックスさせ、外へ出しやすくする活動をしています。しかし、人間関係を構築するという段階になると、柳井地域には、フリースペースというんですが、引きこもり経験者やスタッフが一緒に過ごす場所、活動を通じて人との出会いや関係が少しずつ広がっていくような、そういうスペース、そういうスペースが柳井地域にはないです。あともう一つ、本人の会という本人同士が集まるような会、そういうのが柳井地域にはないんですね。岩国や山口市のほうとか萩のほうとかにはあるんですが、柳井地域だけぽっかり抜けてるような感じです。

それで、引きこもりの方はお金がない、免許がない、車がない方が多くて、そういうアクセスコストをかけられない方が多いので、なるべくそういうコストを小さくしなければならないと思います。また、遠方になればなるほど行きたくない、遠いから行きたくない、面倒くさいという意欲がそがれて行かなくなると考えられます。

柳井地域に引きこもりの方たちのためのそういうフリースペースや、本人の会が必要だと思われるから。平生町だけだとちょっと難しいと思うんで、柳井地域の市町村と協議してぜひつくっていただきたいのですが、今の時点でちょっと難しいかもしれませんが、平生町に設ける考えがあるのかと、あと、統合され、あく平生保育園がありますよね。あそこを活用する考えがあるかどうかをお聞かせください。よろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 本人の会とフリースペースについては、健康福祉課長のほうから答弁をいたしますが、保育園の後については、これはいろんな角度から今、検討しておりますので、有効に活用していけるような方向を見出していきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

健康福祉課長（田代 信忠君） それでは、失礼します。

先ほど、柳井圏域にもフリースペースを設けたらという質問でございますけども、これ、引きこもり対策事業というのは、もう国の施策としても既に行われております。例えば、引きこもり対策推進事業としまして、精神保健福祉センター特定相談等事業とか、ふれあい心の友訪問援助、保護者交流事業等々ございます。

また、山口県においても、身近な相談、支援体制の中核となる引きこもり地域支援センターを初めとして、県内10カ所、健康福祉センター含めて10カ所の各圏域のほうに引きこもり相談とか、家族教室を開催をしております。

柳井圏域におきましても、柳井健康福祉センターで引きこもり相談と、また、社会的引きこもり教室、もう一つ、社会的引きこもり家族教室OB会というのも開催されております。

平生町におきましても、こういった広報啓発活動、そして引きこもり家族を対象としたリーフレットを保健センターのほうで希望者に配布したり、引きこもり家庭教室のチラシを掲示したりしております。

このほかにも職業的技術を支援する機関、団体等で引きこもり支援として保健福祉機関で相談の場や、また家族教室、家族会などがございます。そういった職業意識啓発とかスクールカウンセラーの配置、派遣の実施をしております就労支援機関において短期就職訓練とか、民間支援機関等で本人の会とか、本人が自由に過ごせるフリースペースもございます。

このあたりでは、具体的には厚労省の認定されてます県の委託で、しゅうなん若者サポートステーションというのが徳山にもございます。こういった、そこで臨床心理士とかキャリアコンサルタント、学び直し支援員とか、自宅のほうとか学校に訪問したり、また、来所によって進学とか就労等の相談に応じる支援も行っております。

こういった就職とか進学に向けての心の悩み、また、一人で悩まないで、そういった心理士と相談しながら一緒に考えていく場面もございますので、大変個性を大切にしつつ、就労等の技術支援をするためのプログラムも用意されていますので、そういったとこで御相談とか、そういった支援等を町としても協力していきたいと思っております。以上です。

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） 現在あるサービスというか、引きこもりに関するそういう施設を利用しながら、町としては対応していきたいという、そういう答弁だったと思うんですが、先ほども言ったとおり、そこまで行く意欲がない方たちが、全く意欲が小さい方が多いということなんで、できればこの地域につくってほしいという考えなんです、私的には。

それで、保育園は、今のところいろんな角度から検討するということだったんですが、ちょっと安心生活基盤構築事業、これ社協の方にたしかやっていたと思うんですが、あとその社協と協力してそういうフリースペースを、先ほど細田議員が公民館とか児童館に場所を設けられな

いかとか、ちょっと触れられたと思うんですが、もうそういう施設、既存にある施設を少し利用して、この地域でもできないかと考えたりもしたんですが、そこら辺は、そういうふうな考えはどうですかね。やっぱり平生町に置くのは難しいという考えなのか、ちょっとお聞かせ願いたいんですが。もう一度お願いします。

議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

健康福祉課長（田代 信忠君） ただいま質問ございましたように、安心生活基盤構築事業でございますけれども、その中に抜け漏れのない実態把握事業としまして、社会的な孤立者の所在とかニーズを把握する事業がございます。そしてもう一つ、抜け漏れのない支援実施事業としまして、移送サービス等の生活支援サービスやサロン、いきいきサロンとかございますけれども、そういった居場所づくりの実施もございます。

ただいまの質問の中に、そういった居場所づくりというのは、近隣にそれぞれ各公民館、コミュニティセンターとか、それぞれの老人福祉センター、公共施設等がございます。また、町社協で行っておりますいきいきサロン事業もございます。そういった高齢者だけではなく、そういった引きこもりとか不登校、そういった居場所づくりをそれぞれそういった身近にある施設を利用してそういった支援をしていきたいと思っております。以上です。

.....
議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 一般質問をいたしますが、今、松本議員のほうから出た質問の延長線になるかと思えます。私はこの通告する、この質問を準備する中で、9月定例会で、今の安心生活基盤整備事業、この予算の審議する中で、健康福祉課長のほうから一步踏み込んだ調査をするんだというふうな説明を受けまして、委員会でもまた再度受けました。これはいいということで調査を始めた。

なぜかという、引きこもりなんです。私は自分の経験で、ちょっと失礼なんですけど、長く議員をやらせていただいたことで、いろんな生活相談に応じてきたことで、やっぱり引きこもり、それも含めてありますが、もう一つは、会社が、タクシー会社に長年おりました、今の会社にずっと勤めておりますが、職業安定所に求人願を出して面接をして採用をする。そして、会社でやっぱりちゃんと働いてもらうようにするって、いわゆる労務関係の仕事をずっと、今でもやってきておるわけですよ。その中で、自分の経験ですが、しばらくしたら会社休む人が出てくるんですよ。その家に、休み始めたら何度も訪問して、出てこんかと。いろんな話し合い、いわゆる引きこもり状態になることが多かった。そのところにお話し合いに行くという仕事を随分労務管理上もやってまいりました。そういうことをするから、また職安のほうも、あそこなら雇ってくれるかもしれないというんで、またそういう人が後から来るということで、随分家庭訪問したり

なんかしたり思い出すんですよ。なかなか難しい仕事で、一度引きこもると生活基盤がなくなるのだから、やっぱりなかなか出られないと。人間関係からの挫折が一番多いかったわけですけど、それをもうずっと思い出しまして、この生活事業、これはいいと。自分じゃどうもならんから、やっぱりこういった一つの制度としてやっていけばいいんじゃないかなというんで、一般質問の準備を始めたんです。

そうしましたら、出てくるわ出てくるわで、まず、9月の18日、今ちょっと出ました秋田県の藤里町の引きこもり対策の、このずっと、この2カ月ちょっとの間で、新聞に4回か5回、この問題、いろんなところで、いろんな今、研究が進んでるんですよ。

だから、引きこもり対策と同時に就労支援に結びつけるっていうんで、これは大阪市の豊中市の取り組みなんですけど、それともう一つ、これちょうどいいタイミングなんですけど、きのう、おとといですが、臨時国会が終わりましたが、この国会で生活困窮者自立支援法という法律ができてるんですよ。これは15年4月からですから、平生町もこれやらんといけん仕事になるんですけど、それを先取りするような仕事、結局引きこもりからニート、それからホームレス、いろんな情報を手に入れることができました。

もう世界的な傾向もあるようで、東京大学の社会科学研究所の教授の話ですが、これ、引きこもりっていう言葉を、何かいい言葉ないじゃろうって、孤立無業、孤立無業、いわゆる孤立無業っていう言葉で、スネップという言葉で、SNEP、SNEPっていう用語で、世界的な共通用語でこの問題に取り組みが進んでおるようなんですよ。これ、横文字で言うのがどうか分かりませんが、孤立無業っていうのは日本語で呼んで、SNEPと呼んでみたいですよ。

先ほど松本議員のほうから人数が出ましたが、SNEPの2001年時点は85万人で、この10年間で倍増したというような統計も、この大学の先生、つかんでますが、今現在で162万じゃないかっていう数字をこれ書いておりますが、とにかく今、社会問題だと思っんです。

なぜかという、引きこもりの方っていうのは一応社会、我々社会が教育もするし、労力もかける、資本もかけて、一応大人に成長した、いわゆる投資をした財産なんですよ。これをずっと出てきてもらわないと、将来的には生活保護に行くんです。だからこれ、今やっとかんと、せつかく社会の財産が負の遺産になってしまうという考えから、どこも取り組んでおるのが一つの。そうすると、いわゆるいろいろサロンもあれだけ、やっぱり就業させるっていうのが一番の取り組みのようなんです。

これちょっと、新聞受け売りで申しわけありませんが、なぜSNEPがふえているのか、原因はよくわかりませんが、対策ははっきりしてますと書いてある。本人が自力で外に踏み出すことが難しい以上、支援者が自宅まで直接出向いて、本人や家族に働きかける、アウトリーチと言われる手法が不可欠です。ただし、孤立している人に対する支援は粘り強い交渉術と繊細なスキ

ルが必要です。決して本人を強制的に外に出そうとしてはいけないと。

アウトリーチを担う人材の確保が大事だという、これは自分の経験からいってもなかなかうまくいかんかったことを思えば、そうすると、先ほどの事業、せっかくいい事業ですから、社会福祉協議会でやっぱよくお願いをして、やっぱモデルをつくっていく、この地域でも。ただ、私は地域は小さいほうがいいと思うんですよ。

そういった、それで例えば、これも一つあるのは、藤里町の話を書いたら、食堂をやったりいろいろもう働く場を提供して、そこに引っ張り出すっていう。もともと働きたいっていう要望は皆持ってるんですよ、このままじゃいけんと。ところが、なかなか出られないと。そうすると、今、昼食をつくって売るとか、社協なんかやっておられますよね、「あいあむ」。やっぱあいった事業がずっと普及して行って、そういうところに出てきてもらうとか、案外今の活動を組み合わせれば、私はせっかく、しっかりした調査をしながらやっていけば進むんじゃないかという、これいろんな読んだ中で思ったんですよ。

ですから、せっかくの事業ですから、例えば、もうちょっと足りんなら、足してでもいいですから、ちょっとそういった実態調査をして引き出して働いてもらう支援をする、そういった事業までさせていくことが必要じゃないかなというのを、この間の勉強で学んだんです。このことについて、いろいろやっておるとい話、もっと一步踏み込んだ語らいが欲しいと思うんですが、提案も含めて申し上げますから、答弁をいただきたいと思います。

議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩いたします。再開を午後3時10分からといたします。

午後2時58分休憩

.....
午後3時10分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 御指摘をいただきましたように、安心生活基盤構築事業のこれからの展開につきましても、むしろ激励をいただいたように思いますので、しっかりニーズの把握っていいですか、その前提として、まずは実態調査をしっかり取り組んでいくようにしたいと思っております。その上でニーズの把握、そして支援ということにつなげていきたいというふうに思っております。

お話がありましたように、やっぱ就労対策も一つの大きな柱だというふうに思っておりますし、現実に今、先ほどちょっと健康福祉課長のほうからもお話がありましたように、しゅうなんサポートステーションも、今この地域では、柳井に出張サービスじゃないけれども、出張相談所を設けて対応しておりますが、平生からも現実にここに相談に行かれて、就労に結びつけておられる方

も現実にあります。

我々の、本当に把握できてない部分があるんじゃないかというふうに私も思っておりますので、しっかりまずは実態調査をしっかりやって、それからの相談体制の構築とか、やらなきゃいけないことあると思いますから、しっかりその辺の支援につなげていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 今、県もいろんな取り組みを、今日のいろいろ問題ですからやってもらえるとは思いますが、やっぱり私は市町村に、身近なところに窓口があるのが大切だと思うんですが。12月1日の投書ですが、生活弱者の支援施設を整備してほしいというんで、とにかく自治体に相談できる窓口が欲しいと、そういう投書なんですけど、要望が出ております。それから身近にできると、それで、私はこの問題で、ちょっとまた読みますけど、社協はやっぱり躍起にやっていただくの、今度の事業にあわせて一番いいのは、この藤里町の社会福祉協議会の事務局長さんのこれ話なんですけど、10月26日にクローズアップ現代でこの人が出たのと、その、何とかいう食堂でしたね、食堂の風景が出てました。

それで、なぜかという、問題に気づいたきっかけは、社会協議会で働く介護保険のヘルパーが受け持ちの家庭から子供が仕事をせず、人にも会わないという相談をよく受けていたことと。愚痴と思って聞き流していましたが、あるとき気がつきましたと。相談する側にとっては、親や連れ合いの介護よりも子供の将来のほうがさらに深刻な悩みじゃないかと。

結局、やっぱり一步踏み込んだっていう健康福祉課長の答弁が、私はやっぱりぐっとときちよるんですよ。この活動をやって身近に相談、信頼できる、信頼関係つくらんといいませんか。そうしたら就労の援助までつながっていくんじゃないかと、このように思いますので、この事業をぜひ積極的に、つい調査をしようっていうんじゃなくて、もうちょっと目的を持って、そういった事業の方向性も持って、社会福祉協議会とも話をさせていただきたいと思います。これで、この問題は終わります。

次です。障害者福祉についてです。

昨年の12月のこの本会議で、障害者自立支援法は65歳までで、65歳から介護保険に移っていくと。その場合、障害の中身によっては、大変な負担がふえる可能性があるという話をいたしまして対策を求めました。そのときは、まだちょうど障害者自立支援法が、いわゆる改正をする動きでありまして、まだまだ期待もしておったんですよ。ところが、その年の、今年の4月から障害者総合支援法にかわってまいりましたが、名前は変わったが、中身はほとんど変わらないと。結局障害者自立支援法の考え方を残しながら看板だけ変わったという状況がはっきりしまして、この4月から施行をされております。

それで、まず、いわゆる総合支援法の対象者が65歳になって介護保険に移った場合、負担がどのように変わっていくかをちょっと、事前にも調べておりますが、担当者のほうから具体的な金額をちょっと言ってほしいと思うんですよ。そのほうがよくわかりますんで。私が何ぼっていうよりは、あなた方が計算された金額を言っていただきたいんです。

それで、この問題を、昨年中に問題提起をしておきましたが、どのような取り組みをされてきたか。また、今後どのような対策をとっていかれるのか、お聞きをしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 昨年の定例会で問題提起をいただきまして、それぞれ内容については健康福祉課長のほうから答弁をさせていただきますけれども、いろんな今もお話がありましたように、いわゆる障害者福祉の関係については、それぞれ以前の措置制度から始まって、支援制度、自立支援、それから総合支援法と変遷をしてきて今日に至っております、それぞれの制度が導入された経緯というのは、介護保険とまた異なっております。そこで、こうした違いが生じているわけございまして、個々のケースについて、今説明をさせますけれども、こうしたことによる制度の違いから来る、65歳で介護保険に移行すれば、そちらを優先するという今の一つの法律上の決めになっておりますので、我々としても県を通じて、今までこういうケースがありますよと。それについて、国に対して要望してもらおうよという町からの要請はさせていただいておりますが、まだ具体的な動きにはなっていないというふうに思っております。改めてしっかりこの辺については対応していきたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

健康福祉課長（田代 信忠君） それでは、私のほうから障害者福祉サービスと、また介護保険サービスの利用者の負担額の比較について説明いたします。

先ほどありましたように、今年度4月から施行されております障害者総合支援法、これは障害者、障害の程度や心身の状態などに応じて受けられる福祉サービスを定め、地域社会における日常的な生活を総合的に支援するための法律でございます。障害者の自立支援法の一部を改正しまして、昨年24年の6月に成立しまして、25年の4月に施行されております。

これで、障害者を対象とした在宅サービスの主な事業でございますけれども、サービスでございますけれども、居宅介護、これはホームヘルプでございますけれども、自宅で入浴とか排せつ、食事の介護等を行うサービスでございます。そして、生活介護、これは常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うものでございます。また、短期入所としてショートステイ等ございます。さらに、重度訪問介護として、重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする人には、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、また、外出時における移動支援などの総合的なサービスを行うものでございます。

こういったサービスがございますけども、利用者負担の仕組みと軽減措置でございますが、障害福祉サービスにおいては、利用者負担は、サービス料と所得に着目した負担の仕組みとされており、その負担は、所得に配慮した負担で応能負担とされており、障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて4つの区分の負担上限月額が設定されており、一月に利用したサービス料にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

具体的には、4つの区分と申しますと、まず生活保護世帯、これ負担上限額は月額ゼロ円でございます。また、低所得者、市町村民税非課税世帯、収入がおおむね300万円以下の世帯を対象としておりますけども、これも負担上限額はゼロ円でございます。また、一般1、2とありまして、一般1は、町民税の世帯、所得割が16万円未満ということで、収入がおおむね600万円以下の世帯が対象で、これが月額の上限額が9,300円となっております。さらに、一般2部は、これ以外の方で、所得の多い方。3万7,200円が月額の上限額ということで、4つの区分の負担割合となっております。

さらに、障害福祉サービスでは、食事等の実費負担についても減額措置が講じられております。例えば通所施設等で、低所得者とか一般1の方の場合です。食材費のみの負担となるために、実際にかかる費用の食費にかかる費用のおよそ3分の1の負担で済むということになります。

こういったことで障害福祉サービスの利用者にとって、例えば一つの例でございますが、重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする方の場合をとってみますと、居宅介護、そして生活介護、ショートステイを利用されておられまして、デイサービスを12時間利用、また、短期入所を9日利用の20歳以上の場合の区分1の場合で計算をしてみますと、障害者の利用負担割合は、一般1ということで、月額が9,300円に据え置かれております。それプラス、食事代がおよそ3分の1ということで、食事代を含めまして合計約二、三万円というふうになります。

その方が65歳を到達すると、今度は介護保険制度が優先されるということで、今度は介護保険サービスのほうを考えてみたいと思います。この介護保険制度というのは高齢化が進む中、介護を必要とする人は増加し続けておりますけども、核家族化、または少子化などによりまして、家族だけでは介護することが難しくなっており、介護を社会全体で支えて、利用者の状態、また維持、改善に有効なサービスを利用可能とするために創設された制度でございます。在宅サービスの種類で主なものをまず、考えてみたいと思います。

まず、訪問介護、これはホームヘルパーでございます。自宅を訪問して、家事とか身体の介護をするものでございます。そして、短期入所生活介護、これはショートステイとっておりますけども、そのサービス。また、通所介護といたしまして、デイサービスとっておりますけども、日帰りで通って健康チェックとか入浴したり、食事したり機能訓練、送迎などのサービスするものですけども、そういったサービス、在宅のサービスがございます。

そういった利用をする場合に、利用者負担の仕組みでございますが、介護保険サービスでは、在宅サービスなどを利用する際には、要介護度別に介護保険から給付される上限額、支給限度額ですけれども、それが決まっております。利用者負担は、原則としてサービスにかかる費用の1割ということで、介護度が支援1、2からずっと介護5までございます。その例として、一つ、要支援1の場合は、月額4万9,700円が限度額で、個人負担、自己負担は1割ということで4,970円となります。また、介護3の例を示しますと、26万7,500円の利用限度額がありますけれども、自己負担は1割ということで2万6,750円というふうな仕組みになっております。

また、介護保険サービスには、低所得の施設入所の負担軽減というのもございます。これは、所得の低い人の施設利用が困難にならないようにということで設けられたもので、こういった食事、居住費の負担が軽減されております。一つの例として、重度の肢体不自由者で、常に介護が必要とされる方で、介護度は3という場合の例でお示しいたしたいと思います。利用サービスは訪問介護、短期入所生活介護、通所介護等を利用して、デイサービスは同じ12日間、ショートステイも9日間ということで計算しますと、そういったサービスを利用されますと、原則1割ということで、おおよそ2万円程度かかるということになります。そして、デイサービスとかショートステイ、これの食事代とか居住費も合わせまして、トータルでは4万円から5万円程度というふうになるかと思います。

いずれにしても、こういった介護保険制度では要介護は7段階ありますけれども、利用した在宅サービスにかかる介護報酬の1割が利用負担となりますし、一方、障害福祉サービスの制度におきましては、負担能力に応じて4段階の費用の徴収がされるということで、両制度の間にはサービス料の利用負担の仕組みが異なります。このために、また在宅サービス等を利用しておられる若い障害者から65歳に到達することになりますと、介護保険制度から同じ内容のサービスを受ける場合には、利用者負担の仕組みが異なるということから費用の負担が変わるという場合もございます。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 説明をいただきましたが、具体的にずっとわかるような数字じゃないようですから、私が見た金額で、考えた金額で申し上げますと、一般1の人は9,300円と、食事代等で2万円を中心に、1,000円かそこら切ったりふえたりするぐらいの金額になる。その人が同じ条件で、65歳になって介護保険に移ると約5万円になります。4万9,000円。だから2倍以上に、2.5倍になりますかね。それから、低所得者の方もゼロの方も多分これいろいろ軽減策をしても4万円近くになっていくんじゃないかと思うんですけど、ゼロの人が、障害によっては、そして、一般2の、いわゆる最高のところ、3万7,200円なんで

すが、これ来年、15年から介護保険の所得の多い方、2割にしようっていう話になってるんですね。そうすると、今、大体ちょっと、総合支援法よりはちょっと介護保険が高いくらいですけど、これ倍になったら、倍になりますよ。もうこれはちょっと急いでやっぴかんと、対策をとってほしいと思うんですけど。

それで、原点に帰ろうということで、私、法律を調べてみたんですよ。どだい無理なんですよ。いわゆる総合支援法の目的です。総合支援法の目的は、いわゆる障害者基本法に基づいて云々ありますが、障害者基本法の目的、第1条、この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めると、こう書いてあるんですよ。それで、総合支援法がそれにのっとり、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害者福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無の……、と基本法のことが書いてある。

ところが、介護保険法の目的です。介護保険法、目的、第1条、この法律は、加齢によって生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護の状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他必要の医療を要する者について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付に関し必要な事項を定める云々となっておりますけど、加齢によること、こっちは障害なんですよ。もともと本質が違うんですね、目的が。

これを一緒にすること自体に問題がありまして、それで、障害者自立支援法は大変な悪評の法律でございまして、6年前にできました。もう初めは、1割原則負担で1割とると。減免をしようと思ったら家族じゅうの貯金通帳のコピーを出さんと減免をしてやらないとか、いろいろ総スカンで、だんだん変わってきました、応益負担という考えは残しながら、いわゆる軽減措置をとってきたという経緯があるんです。それを、でも、それでも自立支援法は廃止という方針で国が取り組んでおりました。それから、自立支援法は憲法違反だということで裁判も起きて、政府が原告と和解をするっていうことがあって、自立支援法は廃止するということで和解をしたんですけど、実際には骨抜きになって今の法律ができてると。

その過程の中で、いわゆる障害者は総合支援法を選ぶか、介護保険を選ぶか、どちらか自由に

できるようにしてくれっていう要望がずっとあったんです。どうしてかという、障害者といえども、障害によっては加齢によっていろんな障害が起きる方も多いんですから、それはそれで選ぶ道もあると思うんです。ところが、障害の概念によっては、もう加齢じゃなくて、もともと子供のときから障害があるんです。それを65になったら自動的にこれだけの負担を強いると、こういう時代になってるわけですから急いで直してほしいと思うんですよ。

これ、実態はぜひ皆さんに明らかにしながら、私は、いわゆる筋ジストロフィー関係の障害者の団体で、広島を中心に、人数が少ないですから幅広く集まって、専門のお医者さんを招いて研修会をやったり、この辺では田布施町の、あそこの交流館のところに使いやすい施設がありますから、2カ月に1回、筋ジスの人を中心に集まって、いろいろ話して、こういう話し合いもしてきて、こういう運動を進めてきておるわけですけど、何せやっぱり体の不自由な者がやるわけですから、なかなか広がりません。が、実態としてはこういう実態があるわけですから、政治の一つの欠陥なんですよ、これは。これはぜひ直してほしいと思います。

わかっておられるから、当然答弁求めても同じことになりますから、もうちょっと言っておきますと、ちょうど私の経験から、これ申しわけないですけど、ちょうど町長、県の町村会の会長になられまして、全国の会議もよく出られると思うんですが、地方6団体の東京の事務所は、いろんな政策スタッフを持っておりまして、直接地方省庁といろいろ政策のやりとりをするっていうか、事務総長は大体総務省からの天下りです、6団体とも。したがって、そういう意味じゃ小さな個別の問題については、案外そのほうが通じやすいんじゃないかとも思うんです。

私もちょうど全国議長会の監事をさせていただいたときに、2つほど私、ちょうどいいチャンスだと思って、いろいろしつこく言ったんですが、やはり全国議長会の大会の決議案の議案をつくる立場でしたから、7年前です。学校の耐震化がどうしても進まないっていうんで、全国議長会の運動方針の中に学校の耐震化の補助金をふやしてくれ、充実してくれっていう方針を入れてくれていう、事務局に話をしまして、原案なかったですから。それを入れてもらった覚えがあるんですよ。だから、それ以後、ずっと入ってると思うんですが。

それともう一つは、ちょうどあのころ、税源移譲で所得税を住民税に転嫁をして、国の地方財政の充実って、税源移譲した年でしたから、ちょうど。それで、事務総長に対して、部屋に行ったら話をする機会がありましたから、市町村のところの、いわゆる徴収能力を向上する対策を法の整備も含めて強化してくれっていう随分、要望した覚えがあるんですよ。税源移譲した以上、所得税っていったら国が国税ぱっと集めて、あと交付税で配ってくれますけど、住民税になったら自分とこで集めんにゃいけんっていう話を事務総長がしてましたから、逆さまにとにかくそういう能力なり法整備を高める方法をつくってくれっていう提案をしてきた覚えがありますから、ちょうどいい機会ですから、町長のせっかくの立場も利用していただいて、こうした問題にも解

決をする努力をしていただきたいと思いますから、ちょっとお考えだけ聞いておきたいと思うんです。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 御助言をいただきましてありがとうございます。こういった問題点があるということを含めて、しっかりまた要請をしまいたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 急いでこういった問題は解決してほしいと思うんです。そうでなければ、例えば山田町長名で障害者総合支援法からその人を介護保険に移すんですよね。そうして負担が倍以上になると、3倍になると。じゃ誰が責任があるのかっていうことなんですよ。そうすると、その分、お金返せっていう運動が起きたらどうしますか。裁判が起きたらどうしますか。そういうことも含めてお話をして、次の質問に入ります。

次です。行政改革について。

これ、私、随分、この通告出すとき悩んだんですが、直前になってこれ出すこと決めました。なぜかっていうと、いろいろなうわさなり、いろんな正しいうわさ、正しくないうわさ、いろいろあるでしょうけど、私はそれを聞いて勝手に判断したことで、来年の3月末で約1割の職員が退職するんじゃないかちゅう懸念が頭の中に浮かんだんです。それはちょっと私の勝手な想像ですよ。定年退職者は大体わかりますけど、そのほかに、この前、第2次募集しました。退職者があるからってということで2回目の募集をしたんですが、これは、職員がそれだけの方が退職したら大きな断層ができて、やっぱり行政にいろんな障害が起きますよ。そして、最後にいろいろ行政がうまく、一生懸命やってもらえるとは思いますが、足らなかつたら住民が結局被害者になるんですよね。

だから、どういう人事政策をやってこられて、こういうぐあいになったのかっていうのも思うんですけど、ここはやっぱりどうしても、余り深くは人事政策やら、希望の問題ですから、こちらからああせえ、こうせえって筋合いのものでもないってのも自覚を持っております。しかし、ちょっとこれはどうしても触れ、私は長いことやりましたけど、これだけのことは初めてですよ。

やっぱり組織、この組織を維持してって住民の福祉が守られるわけですから、このことについてお伺いをしますが、まず、こういった時代の中で、やっぱり組織の改革を進めていかなければなりません。また、人を育てるいろんな政策も進めていかなければなりません。今までやっぱり組織の改革についてですが、今まで組織、いろいろやるけど、なかなか十分な反省をしないでって、反省はされてきたんでしょうけど、有効に活用、機能して……。例えば、班の制度にしてフラット化をするって、班の制度をしましたけど、これがどういうやっぱり役割をしてきたのか。

この評判については、まず聞きたいことです。組織改革について。

それと、人事政策については、ほとんど年功序列で今までやってこられて、いつかの全員協議会では、これについて苦言を申したことはございますが、この年功序列に徹底した、これ今の政策がどうだったのかっていうのも疑問に思ってるんですよね。この2つについてちょっとお考えを聞きたいと思うんですが。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 行革に関連して組織改革ということで、一つは、いわゆる班制度のあり方、それからもう一つは、人事の年功序列ということで御指摘をいただきました。

班制度につきましては、御承知のとおり、この前の行革、第四次平生町総合計画の段階、第5次ですね、今ちょうど第5次に入っておりますが、第4次行革の段階で組織機構の見直しということで、簡素で効率的な組織体制を整備をしようということで、全体で職員のマネジメント機能を強化をしていこうと。そして、職員の能力向上もあわせて、組織全体で問題を共有をして取り組んでいこうということで、このフラット化をやって、できるだけ係制度から班ということで、対応がより幅広くできるようにという趣旨で、この対応をさせて今日までいただきました。

それなりにやっぱり職員の意識として、そういった、もう自分のここだけしか見えないというんじゃないしに、それなりの視野を持って対応していかなきゃいけないという部分が一方ではあるものの、逆にその辺がまたぼけてできないというような、一方で、これやってきた中で弊害が指摘をされておる状況も承知をいたしております。

今ちょうど、これからのまちづくり、今進めておりますが、参加と協働のまちづくり条例を具体化していくにふさわしい組織はどうあるべきか。あるいはまた、保育園の統合、水道事業の統合等々やっておりまして、今、班の再編成が一つの大きなテーマになっておりまして、この協議を今、進めております。

その中で、班制度についても、もう一度点検をして見直す必要があるんじゃないかという意見も出ていることもございまして、こういった職員の実態を十分踏まえて、適正に管理できるように、適正に行政が運営できるような体制づくりを進めていきたいなというふうに考えておりまして、今いろんな角度から検討をさせていただいておる状況であります。

それから、人事政策でございますが、できるだけ、数は別にいたしましても適正な人事、公正な人事ができるようにということで、今日まで人事の、あるいは職員の配置につきましては対応させていただいておりますし、適材適所というのが一番基本だろうと思いますし、職員の、また一方では能力をどう引き出していくのかということで、大変今、研修に力を入れてやっておりまして、職員みずからもそういう意識を持って、こういった時代の対応にできるように、今いろんな機会を通じて資質向上に向けて取り組みをさせていただいておるという状況です。

人事については、これから、今回もかなりの退職者もあるということでもありますから、ある意味では中長期的な視点を持って、これから人材育成をしていけるように、あるいは体制がしっかり構築できるように対応していきたいなというふうに今、考えておるところであります。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 私は、今、この大変な事態になるなと思うんですけど、やっぱりチャンスはチャンスとして捉えるべきだと。起こる以上はそうして発想を変えていかなきゃいけないと思いますが、これだけやっぱなれば、組織を小さくするチャンスなんですよ。いわゆる幹部職員が退職していけば、今までこれだけの課があるからどうしても続けにやっけんっていうことを続けなくても済むと。組織を小さくできるチャンスだと。

それと、先ほど町長が言われました人事施策については、いろんな研修をして、課の人間が同じラインに立ってきますから、上が退職したら。やっぱり責任ある仕事で、努力した人は報われると。そういうやっぱ風土をつくっていかないと、みんな同じ、じゃえらい目遭うたら損じゃないかという風潮になってしまいますよ。ですから、努力する、責任ある仕事に積極的に取り組む、そういう人間は、どんどんやっぱそういう処遇をしていく。この2つができるチャンスじゃないかと思うんです。

これから先は、私がちょっと思いついたことを言いますから答弁は要りませんが、例えば総合政策、総務課から財政を外して総合政策をつくりました。これ以前にも企画財政室でやったことがありましたけど、結局この6年間、過ぎてみましたが、大方6年になると思うんですがね。じゃないですかね。もう6年になりますね、たしか。この、やっぱあり方も検討して、やっぱ組織っていうのはピラミッドにならんといいんと思うんです。やっぱ総務課を中心に、そこにやっぱ力を一番持って、そこは全体の組織を統治するということになれば、やっぱ人事、財政、これはやっぱそこにあるのが一番いいんじゃないかという気がするんです。（発言する者あり）それはちょっと、後からまとめるから。

それと、経済課の仕事を見ても、産業基盤の整備は建設課でやってるんですよ。それで、実際のソフトは経済課でやってると。それともう一つは、総合政策課とも随分ラップをしてみると。じゃこれをどうしていくかっていう問題が、これはやっぱ数を減せる方向で考えられるんじゃないかとも思います。税務課の今の徴収対策室は当然考えておられるとは思いますが。それと、教育委員会について言えば、私、議員出たころは、平生小学校1,200人ぐらいの児童がいましたよ。そして、教育委員会は、その今経済課の前の小さい事務所におりまして、教育長さんと次長さんがおられてちゅう感じで、ちょっと何人かで。今、随分と、いろいろ仕事もふえたんでしょけど、学校教育課と社会教育課と課が2つできた。これもやっぱ考えられてもいいんじゃない。教育長、教育次長、あと班なり係っていう一つのやり方もあるんじゃないかと。

できたら、班をやめて、やっぱり係に戻したほうが私はいって、責任をちゃんととってもらってということも提案をしておきたいと思うんですが、やっぱりいずれにせよ、責任ある体制を求め、責任ある人がちゃんとそれなりの処遇をしていく。組織はちゃんとそういった責任を追及できる組織にしていく。

こういった点を考えて、私としての個人の考えですから、町長はそれに対してどう答えられるか別問題ですから、また、これのとおりにせえとも言いませんけど、今までの経験の中の、最近の動向を見ての一つの提案です。あと、町長の答弁、自由に任せます。

議長（福田 洋明君） 答弁。山田町長。

町長（山田 健一君） 一応、御意見十分参考にさせていただいて、検討させていただきます。

議長（福田 洋明君） これをもって一般質問を終了いたします。

議長（福田 洋明君） これより行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） それでは、教育長の行政報告に対して質疑を申し上げます。

冒頭、事務事業の点検評価をするっていうことを御報告いただきました。大変評価をさせていただくものではありますけれども、せっかくの機会でございますので、もう少し具体的な内容がわかれば、報告をぜひいただきたいと思います。

と申しますのも、一般的に、今回されるに当たって外部評価にはまだ至ってないと、まだ未完成な状態、表現の仕方としてそういうふうにさせていただきますけれども、外部評価っていうことも法律の中でうたっていますので、これに対するアプローチ、スケジュールの問題ですね。

それとあと、結局議会との兼ね合いはどうなるのか。3月に公表されるとかっていう、ちょっとひょっとしたら聞き間違いかもしれませんが、決算の認定、結局附属資料との兼ね合い、教育委員会の。同じような資料になるんじゃないかと思うんですけれども、3月にもしされるのであれば、同じ、年度がわりで2回、同じ年度のことを年度前の年度の分を3月にやって、前年度の分を9月にやるっていう、そういう手法になるのかどうなのか。それとやっぱり議会との兼ね合いですね、3月に公表される場合の。

これは私たち、また議会としても考えていかなきゃいけない課題ではないかと思うんですけれども、その辺のところまで深く、多少考えていらっしゃるんなら、冒頭申し上げましたように、せっかくの機会でございますので少しお考えを表明していただければと思います。以上です。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 事業の点検評価ということで30事業ということを申し上げましたが、これについては、年度当初に平生町の教育、そしてまた、各課の基本的な事項という形で議会の

皆様方にお示しをしております。その、それぞれの主な事業、学校教育で15、社会教育で15、それを一つの評価様式を定めまして、最終的な評価がAからDまでかな、4段階で評価を、内部評価でございますが、内部評価といいますが、教育委員会会議にかけて承認をいただいたものをこの12月会期中に委員会にお示しをしたいと。

議会へ提出という法律で決められたことについての意味合いですけど、こうなさいというのはございません。ですから、今の時点では、あくまでも委員会へ書類一式を提出をして、公表にかえて、さらには外部っていいですか、町民に対する公表っていうのは、やはり公共施設に配置をしていく、またホームページへアップをしていくということになろうかなというふうに思っているところでございます。それが年明けの1月には活字媒体として町民に届くということが、現時点における教育委員会の事業の点検評価ということになります。

外部評価の件につきましては、当然、今年度予算に外部評価講師の報酬等の計上もしておりますのでしたから、できれば26年度については、そういう予算計上もして外部評価をしていきたい。議会の決算、監査委員さんの決算審査、こういった一つの流れが今、9月議会で上がってまいります。やはり数年前に町長部局で行政評価を行いましたけど、その公表の段階、評価の段階が議会の決算認定としてどうなのかというのも少し協議、審議があったところでございますが、やはり監査の決算審査、さらには決算認定というものを踏まえながら、同時進行になる可能性もございますが、やはりそういった監査委員、議会議員の意見等も踏まえた評価になっていくであろうというふうに感じておるところでございます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 町長の行政報告についてですが、一つは、協働のまちづくりについてお話がございました。この協働のまちづくりを始めて、もう2年以上、テーマを上げて、昨年の12月に条例ができたし、この指針をつくるということでやって、今、協議会の立ち上げということで、宇佐木地区と大野地区の話をされましたが、これから先、方向を出していくという話で、協働のまちづくりとしての姿まで依然としてなかなか見えてこないわけですが、これから先、どのように進められていくのか。

なぜかっていうと、この3月ごろに方針を出すって言われた、それぞれに2つの地区でまとめると言われましたが、来年、年明けますと、町長さん、ちょうど11月には選挙も迎えられるんですよね。そういったことの兼ね合いともありますし、協働のまちづくりの政策が町長さんの考えでどのような姿で進んでいくのだろうかというぐあいに、一つ、どうしても、前にもちょっと申しましたけど、あんまりそこそこ早まりませんし、姿がなかなか見えてこないから、来年の改選期との兼ね合いも含めてどういうお考え持っておられるのか、ちょっとお伺いをしたいんですけど。

それともう一つは、保育園の民営化の問題です。後、条例が出てきますから、条例のところでお話ししようかと思った。やっぱりこちらのほうがよかろうということでやりましたが、条例は廃止して構いませんけど、今、工事現場を見てみましたら、ちょうど、この日曜日に見てみますと、やっと型枠や鉄筋を建てるための外部足場が、1階の、できた状況です。同じ会社が光市内で保育園を建ててますが、私、知ってるんですが、近くで。それはもう2階の上まで打ち上がってきておりますよ。

これから先、建築業の常識としては3月の20日までの工期に間に合うとは到底思えないんですよね。これ、多分あの調子でいけば、今年中に1階の打ち上げが済むか済まないかと。一番ネックになって、今、建設業界では鉄筋工と型枠工がもう大変な不足をしまして、それとガードマンが足りんのんですがね。あの現場に行けば、一番困難な問題のところ直面をしておる状況だと思っんです。本当に民営化、確かにそれは民間でやられる建築ですけど、町が廃園をすることになりますから、この関連はどうなっていくのか、ちょっと大変心配なんですけど、これについてはどのように見通しを立てて、どのように町としては民間業者を指導されるのか、お伺いしておきたいと思っんです。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後4時15分からといたします。

午後3時58分休憩

.....
午後4時15分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 最初の、1点目の協働のまちづくりに関連をして、取り組みの今後の方針ということでございますが、今、きょうも言いましたように、2つの地域でモデルの実践地区として取り組みを進めさせていただいております。この3月末までにそれぞれの課題を整理をして、地域課題をそれぞれ取り組むべき、来年度から地域課題をしっかりと設定をさせていただいて取り組んでいただく。それから、そうでないところは、きょうも言いましたように、これからコミュニティ、それぞれ協議会っていいですか、地域の組織づくりを本格的に取り組んでいただくという、今、考え方で進めておりますし、できるだけこういう、やっぱり、きょうも言いましたように、やっぱり地域全体で、よし、取り組んでいこうという、やっぱり一つの大きな機運を高めていくために、今いろんな、きょうも言いましたが、ワークショップを含めて、手法を入れて、ある程度やりゃええじゃないかという見方もあろうと思っんですが、できるだけそこは行政が引っ張っていきやり方っていうのも一つの方法でしょうけれども、皆さんと一緒にまちづくりを進めていくという、機運を高める意味で、こうした少し丁寧な部分もあろうかと思っんですが、ここは十

分やりながら、皆さんと一緒に組織づくり、そしてまた、具体的な課題の解決に向けての實踐ができるような体制をつくっていきたいというふうに考えておりますので、これからもそういう方向で取り組みを進めていけるようにしたいと思っております。

それから、新設保育園の関係でございますが、先ほど言いましたように、今、取り組みが行われております。遅れぎみだという報告は受けておりますが、来年3月の竣工に向けて、しっかり我々も鋭意指導していきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。分割して質疑を行います。

まず、議案第1号平成25年度平生町一般会計補正予算から、議案第8号平成25年度平生町飲料水供給施設事業特別会計補正予算までの件について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号平生町教育施設使用料条例の一部を改正する条例から、議案第22号平生町営住宅条例の一部を改正する条例までの件について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで、日程の変更についてお諮りいたします。

一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、12月11日の本会議は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に日程第29、委員会付託を追加いたします。

日程第29．委員会付託

議長（福田 洋明君） 日程第29、お諮りいたします。議案第1号平成25年度平生町一般会計補正予算から、議案第23号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてまでの件については、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託いたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第23号までの件については、各常任委員会に付託することに決しました。

・ ・

議長（福田 洋明君） 本日は、これにて散会いたします。

次の本会議は12月17日午前10時から開会いたします。

午後4時17分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 岩 本 ひろ子

署名議員 松 本 武 士

平成25年 第7回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成25年12月17日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成25年12月17日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成25年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成25年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成25年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成25年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平成25年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第6号 平成25年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第7号 平成25年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第8号 平成25年度平生町飲料水供給施設事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第9号 平生町教育施設使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第10号 平生町保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第11号 ひらおハートピアセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第12号 ひらお特産品センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第13号 平生町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第14号 河川及び堤塘等の維持管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第15号 佐賀漁港管理条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第16号 平生町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第17号 平生町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第18号 平生町飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第19号 平生町立児童福祉施設条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第20号 平生町心身障害者福祉作業所設置条例を廃止する条例
- 日程第22 議案第21号 平生町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第22号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第23号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について

日程第25 意見書案 1号 道州制導入に反対する意見書

日程第26 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

本日の会議に付した事件

日程第 2 議案第 1号 平成 2 5 年度平生町一般会計補正予算

日程第 3 議案第 2号 平成 2 5 年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

日程第 4 議案第 3号 平成 2 5 年度平生町下水道事業特別会計補正予算

日程第 5 議案第 4号 平成 2 5 年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算

日程第 6 議案第 5号 平成 2 5 年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算

日程第 7 議案第 6号 平成 2 5 年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算

日程第 8 議案第 7号 平成 2 5 年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

日程第 9 議案第 8号 平成 2 5 年度平生町飲料水供給施設事業特別会計補正予算

日程第10 議案第 9号 平生町教育施設使用料条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第10号 平生町保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第11号 ひらおハートピアセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第12号 ひらお特産品センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第13号 平生町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

日程第15 議案第14号 河川及び堤塘等の維持管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第16 議案第15号 佐賀漁港管理条例の一部を改正する条例

日程第17 議案第16号 平生町下水道条例の一部を改正する条例

日程第18 議案第17号 平生町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第19 議案第18号 平生町飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例

日程第20 議案第19号 平生町立児童福祉施設条例の一部を改正する条例

日程第21 議案第20号 平生町心身障害者福祉作業所設置条例を廃止する条例

日程第22 議案第21号 平生町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

日程第23 議案第22号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例

日程第24 議案第23号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について

日程第25 意見書案 1号 道州制導入に反対する意見書

日程第26 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

出席議員（12名）

1番 松本 武士君	2番 村中 仁司君
3番 久保 俊一君	5番 中川 裕之君
6番 河藤 泰明君	7番 淵上 正博君
8番 細田留美子さん	9番 柳井 靖雄君
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 岩本ひろ子さん	13番 福田 洋明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 羽山 敦紀君 書記 村井 泰行君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	高木 哲夫君	会計管理者	小島 康司君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			吉賀 康宏君
総合政策課長	角田 光弘君	町民課長	石杉 功作君
税務課長兼徴収対策室長			山本 俊明君
健康福祉課長			田代 信忠君
経済課長兼農業委員会事務局長			岩見 求嗣君
建設課長	藤田 衛君	佐賀出張所長	安村 昌己君
教育次長兼学校教育課長			福本 達弥君
社会教育課長			藤山 一人君

午前10時00分開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において村中仁司議員、久保俊一議員を指名いたします。

日程第2．議案第1号

日程第3．議案第2号

日程第4．議案第3号

日程第5．議案第4号

日程第6．議案第5号

日程第7．議案第6号

日程第8．議案第7号

日程第9．議案第8号

日程第10．議案第9号

日程第11．議案第10号

日程第12．議案第11号

日程第13．議案第12号

日程第14．議案第13号

日程第15．議案第14号

日程第16．議案第15号

日程第17．議案第16号

日程第18．議案第17号

日程第19．議案第18号

日程第20．議案第19号

日程第21．議案第20号

日程第22．議案第21号

日程第23．議案第22号

日程第24．議案第23号

議長（福田 洋明君） 日程第2、議案第1号平成25年度平生町一般会計補正予算から、日程第24、議案第23号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてまでの件を一括議題といたします。

本件に関し、12月10日の本会議において、関係常任委員会に付託いたしました議案につき、委員長の報告を求めます。久保俊一産業文教常任委員長。

産業文教常任委員長（久保 俊一君） 産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成25年12月10日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました、議案第1号中歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第3号、議案第4号、議案第8号、議案第9号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号及び議案第22号につきまして、12月12日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審査いたしました。その結果と主だった審査経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、議案第3号、議案第4号、議案第8号、議案第9号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号及び議案第22号については、全て全会一致で承認することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審査経過を報告いたします。

まず、議案第1号中所管事項については、農林水産業費では、ひらおハートピアセンター運営費の役務費で、害虫駆除の詳細について質問があり、正面右側のテラス下にキイロスズメバチが50センチメートル程度の巣をかけており、草刈り中の管理人が襲われたため、緊急に駆除をお願いしたものであるとの説明がありました。

土木費では、住宅管理費の修繕料の内容について質問があり、現在までの修繕と、今後の修繕見込みを勘案し、補正するものであるが、そのうち、約100万円が今後の修繕見込みであるとの説明がありました。

教育費では、中学校費の学校管理費の光熱水費で、検針するまで漏水が発見できなかった理由について質問があり、古い石綿管の複数箇所から漏れていたため、地上には一切漏水しておらず、場所を特定するのも難しい状況だったとの説明がありました。

また、図書館費の備品購入費では、購入する図書の内容と、寄贈された企業への報告はどのようにされるのかとの質問があり、今年度も、例年どおり、児童書を購入し、その写真と礼状を毎年持参しているとの説明がありました。

議案第3号については、下水道施設災害復旧費の修繕料と工事請負費について質問があり、復旧工事までの応急処置にかかった金額が修繕料で、復旧するための工事費が工事請負費であるとの説明がありました。

議案第4号及び議案第8号については、質疑はありませんでした。

議案第9号では、消費税関係の条例での端数処理について、町全体で整合性を欠いている部分があるが、どういう経緯なのかとの質問があり、今回言えば、5%で割り戻したものに8%を掛け、10円未満は切り捨てという基本的な考え方であるとの説明がありました。

討論では、消費税関係の端数処理については、今後、一本の柱を通していただくことを強く申し入れるとの賛成討論がありました。

議案第11号、議案第12号については、質疑はありませんでした。

議案第13号については、消費税率引き上げに伴う改正であるが、占用料表については改正する必要はないのかとの質問があり、民間の家賃と同様に、長期の場合、消費税はかからないが、1カ月未満については、消費税を賦課する考え方であるとの説明を受けました。

議案第14号については、この条例を過去に適用した事実があるのかとの質問があり、恐らくないと思われるが、過去の事例等を再度調査し、条例の必要性について検討させていただきたいとの回答がありました。

議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号については、質疑はありませんでした。

議案第22号については、該当する事案が発生した場合に、受け入れができる部屋はどのくらい確保しているのかとの質問があり、災害等も含めた緊急対応で、2軒程度確保しているとの回答がありました。

以上が、産業文教常任委員会での付託を受けました議案の審査結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） 村中仁司総務厚生常任委員長。

総務厚生常任委員長（村中 仁司君） 総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成25年12月10日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号中歳入全般並びに歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、地方債、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第2号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第10号、議案第19号、議案第20号、議案第21号及び議案第23号につきまして、12月13日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審査いたしました。その結果と主だった審査経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、議案第2号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第19号、議案第20号、議案第21号及び議案第23号については、すべて全会一致で承認することにいたしました。議案第10号については、賛成多数で承認することといたしました。

次に、それぞれの主だった審査経過を報告いたします。

まず、議案第1号中歳入全般について、質疑はありませんでした。

歳出については、総務費の庁舎管理費において、緊急防災減災事業に充当される地域経済活性化交付金の金額算出方法などについて質問があり、平成24年度の国の補正予算において実施した、公共事業の町負担分を合算し、一定の率を掛けて算出された金額であり、充当方法として、起債残高を抑制させるべく、地方債の振りかえ財源とする手法をとるものであるとの説明を受けました。

交通安全対策費では、順次LED化の進む街路灯の、設置補助について質問があり、この補助による自治会管理の街路灯のLED化率は約35%となっており、今後も継続していく方向であるとの回答がありました。

民生費では、児童環境づくり推進事業費の、子育て支援特別対策事業について質問があり、県による補助率100%の事業であり、現在子育てニーズ等に関する事前調査が終了し分析中であること、そして、複数の所管にまたがった新たなシステム構築の必要性があること、また、本年8月に成立した、子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年度にスタートする、子ども・子育て支援新制度について、資料による説明を受けました。

また、地方債全体に関連し、公共施設が被災した場合、起債措置だけではなく、損害保険が適用されるのではないかととの質問があり、未加入のものがあることから、新年度においては、想定外に備えて新規加入をすすめていくとの回答がありました。

議案第2号では、国保加入者の医療費の動向について質問があり、主に、高額な医療費を要する、重病の長期入院患者が、非常にふえていることにより、最終給付額としては、前年度を上回る見込みであるとの説明を受けました。

議案第5号、第6号、議案第7号については、質疑はありませんでした。

議案第10号に関しては、消費税の課税対象とならない手数料等であっても、この改正に伴った料金改定を実施する根拠について質問があり、全国の自治体においても、消費税法の趣旨に基づいた対応により、改定を行う方向にあるという説明、また、それによる町全体としての影響額について報告を受けました。

これについて、反対討論があり、住民サービスとして、税相当額の転嫁はすべきではないとの意見がありました。

議案第19号については、この廃止に際して、新ひらお保育園の建設遅延の現実性に鑑みた、町としての対応策について質問があり、建設業者との調整協議と並行し、廃止後の施設の一時的利用も視野に入れた、検討・確認を行っていくとの回答がありました。

議案第20条については、質疑はありませんでした。

議案第21号については、改正理由と、今後の運用について質問があり、し尿収集に関して、直接的に自治体の手数料収入となる形態でない場合、条例規定できないという地方自治法の解釈に基づき、この条例の不備を正すための削除内容であること、また、今後のし尿収集手数料については、消費税分の上乗せのみにとどめるよう、町と関係業者において協議を始めるとの説明がありました。

議案第23号については、質疑はありませんでした。

以上が、総務厚生常任委員会での付託を受けました議案の審査結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入りますが、分割して採決をいたします。

まず、議案第1号平成25年度平生町一般会計補正予算の件を起立により採決いたします。

議案第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成25年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算から、議案第8号平成25年度平生町飲料水供給施設事業特別会計補正予算までの件を、一括起立により採決いたします。

議案第2号から議案第8号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第2号から議案第8号までの件は原

案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平生町教育施設使用料条例の一部を改正する条例から、議案第18号平生町飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例までの件を、一括起立により採決いたします。

議案第9号から議案第18号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第9号から議案第18号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号平生町立児童福祉施設条例の一部を改正する条例から、議案第22号平生町営住宅条例の一部を改正する条例までの件を、一括起立により採決いたします。

議案第19号から議案第22号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第19号から議案第22号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についての件を起立により採決いたします。

議案第23号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第23号の件は原案のとおり可決されました。

日程第25．意見書案第1号

議長（福田 洋明君） 日程第25、意見書案第1号道州制導入に反対する意見書の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。村中仁司議員。

議員（2番 村中 仁司君） それでは提案しております、意見書案第1号道州制導入に反対する意見書につきまして、御説明申し上げます。

道州制導入につきましては、平成20年の町村議会議長全国大会において、真の分権型社会の実現を図るため、住民自治の推進に逆行する道州制は行わないことを決定し、政府与党に対して申し入れがなされてきたところであります。

しかしながら、与党により道州制推進基本法案が国会に提出される動きがあるなど、道州制導入への動きが依然として見受けられるものであります。

これらの法案では、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村は、事実上の合併を余儀なくされ、住民と行政の距離が格段と遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかであります。このようなことにならないように、国と地方の役割分担の見直しに当たっては、権限、事務、税財源の移譲等を具体的に示し、国民に対して丁寧な説明をし、地方の意見を十分に踏まえた上で進めるべきであります。

よって、本町議会は、地方分権の推進に逆行するような道州制の導入に反対するものであります。

以上、道州制導入に反対する意見書につきまして、5名の提出者を代表して提案いたしますのであります。議員の皆様におかれましては、経過と趣旨を御理解の上、適切なる御判断を賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の説明を終わります。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第1号道州制導入に反対する意見書の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、意見書案第1号の件は原案のとおり可決されました。

日程第26．常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

議長（福田 洋明君） 日程第26、常任委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定により、総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長からお手

元に配布の文書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。したがいまして、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

・ ・

議長（福田 洋明君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成25年第7回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時25分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 村 中 仁 司

署名議員 久 保 俊 一